

令 和 3 年 度

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

6月会議 6月1日 開会
6月7日 散会

南 三 陸 町 議 会

令和 3 年 6 月 4 日 (金曜日)

令和 3 年度南三陸町議会 6 月会議会議録

(第 4 日目)

令和3年度南三陸町議会 6月会議会議録第4号

令和3年6月4日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者兼会計課課長	三 浦	浩 君
総務課長	及 川	明 君
企画課長	佐 藤	宏 明 君
企画課震災復興企画調整監	桑 原	俊 介 君
管財課長	阿 部	彰 君
町民税務課長	佐 藤	正 文 君
保健福祉課長	大 森	隆 市 君
環境対策課長	糟 谷	克 吉 君
農林水産課長	山 内	長 弘 君
商工観光課長	千 葉	啓 君
建設課長	及 川	幸 弘 君
上下水道事業所長	阿 部	明 広 君
歌津総合支所長	三 浦	勝 美 君
南三陸病院事務部事務長	後 藤	正 博 君

教育委員会部局

教育長	齊 藤	明 君
教育委員会事務局長	菅 原	義 明 君

監査委員部局

代表監査委員	芳 賀	長 恒 君
事務局長	男 澤	知 樹 君

農業委員会部局

事務局長	山 内	長 弘 君
------	-----	-------

事務局職員出席者

事務局長	男 澤	知 樹
次長兼総務係長 兼議事調査係長	高 橋	伸 彦

議事日程 第4号

令和3年6月4日（金曜日） 午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 報告第 2 号 令和 2 年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 3 報告第 3 号 令和 2 年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 4 報告第 4 号 令和 2 年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 5 同意第 1 号 南三陸町農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等
に準ずる者の割合を少なくとも 4 分の 1 とすることについて
- 第 6 議案第 2 号 南三陸町東日本大震災伝承館設置及び管理条例制定について
- 第 7 議案第 3 号 南三陸町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制定
について
- 第 8 議案第 4 号 南三陸町子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
制定について
- 第 9 議案第 5 号 南三陸町復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する
条例及び南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発
展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部
を改正する条例制定について
- 第 10 議案第 6 号 南三陸町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する
条例制定について
- 第 11 議案第 7 号 工事請負契約の締結について
- 第 12 議案第 8 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 13 議案第 9 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 14 議案第 10 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 15 議案第 11 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 16 議案第 12 号 工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 16 まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。

本日、4日目であります。今日から議案の審査に入ります。活発なる御発言を期待をいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、本会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、9番今野雄紀君、10番高橋兼次君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 報告第2号 令和2年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（三浦清人君） 日程第2、報告第2号令和2年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました、報告第2号令和2年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを御説明申し上げます。

令和2年度予算のうち、3月の定例会において繰越明許費の御決定をいただきました事業について、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） おはようございます。

それでは、報告第2号令和2年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の細部説明をさせていただきます。

議案書の2ページ目をお開き願います。

この表に列挙してある事業は、3ページまで含めまして全体で21事業ございます。これらの事業につきましては、本年3月の補正予算にてお認めいただきおりました繰越明許費予算につきまして、実際にどれだけの金額が令和3年度に繰り越されたのかを表したものでございます。

これにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議で議会に報告することになっておるものでございます。

表中の金額欄が3月の定例会で御承認いただいた事業ごとのいわゆる繰越しの限度額でございますが、これに対して次の翌年度繰越額の欄の数字が実際に繰り越された金額でございます。それぞれ限度額の範囲で繰越しされております。

3ページ目の合計欄のほうを見ていただきたいのですが、金額欄が133億6,260万円に対しまして、翌年度繰越額は110億849万8,000円となっております。繰り越す財源は、既収入特定財源と一般財源を合わせて繰り越すものでございます。

それでは、事業ごとの完了見込みを申し上げさせていただきますので、2ページ目をお開き願いたいと思います。

上段の仮庁舎解体事業につきましては、完了予定が令和4年の3月。松崎団地保全事業につきましては、令和3年の7月。道の駅建設事業につきましては、令和4年の2月。戸籍システム改修事業、そしてその下段、新型コロナウイルス対応赤ちゃん特別定額給付金事業につきましては、令和3年の4月と既に完了しております。その次の漁港施設等機能保全計画策定事業から翌ページ、3ページの最下段、駅前広場整備事業までは、完了予定が令和4年の3月と見込んでいるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます。1点お伺いいたします。

2款の総務費の仮庁舎解体事業でございますけれども、これは旧役場が震災に遭って仮庁舎ということでこここの今、第2庁舎になっておりますけれども、その解体事業のことだと思ひますけれども、これ、仮設を造るときに復興事業でやった仮設だと思いますけれども、その内訳をお伺いいたします。幾らかかって、そして今単費で1億円ですか、解体、一般財源が見込まれますけれども、当時造った事業、復興予算だと思いますけれども、幾らかかったの

か、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 仮庁舎の建設費用につきましては、お手元に資料がございませんが、財源は災害復旧費であったと記憶しております。今回の庁舎の解体につきましては、見かけ上、単独一般財源となっておりますが、震災特交で手当てされるものとなっております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 一般財源だけれども、中身は復興予算ということで、再確認ですけれども、それでほとんどじやあその復興予算ができるという解釈ですね。分かりました。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） おはようございます。

7款の土木費、町道の新設改良事業なのでありますが、災害復旧あるいは復興費に次いで多く繰り越されているわけであります、これに優先順位などがあるような内容でありますが、なぜこれがこんなに遅れたのか、その理由をお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 一部用地買収等々にちょっと時間を要したために、なかなか事業の進捗が図れなかつたというのが主な理由でございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） これは3年度中に終わる予定だったのですか。それが4年度にということになるわけですか。それとも2年度なのですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 明許繰越しでございますので、本来は2年度予算ということで、2年度に終わらなかつたので3年度に明許で繰り越すというような事業となっております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり） 6番佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 復旧工事ですか、繰越しの中の大体80%を占めている形ですが、その中にも台風19号とかその辺の工事も含まれております。それで、これを管理している職員の方、何人で管理しているか、それと職員1人当たり何か所を現場を持っているか、その辺ちょっと伺っておきたいと思いますが。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 何人かということでございますが、メインで災害復旧とその復興に当たっている職員に関しては9名でございます。失礼いたしました、7名でございます。

あと、そのほかに維持補修に係っている職員が2名ということでございます。

あと、1人当たりの現場の数ということでございますが、人によってちょっと様々……。

○議長（三浦清人君） 課長、佐藤正明君と今。（「すみません、失礼しました」の声あり）

○6番（佐藤正明君） 先ほど箇所数等も確認したのですが、それがちょっと課長の報告がなかったので、箇所数と職員が7名で対応しているとなると、1名、1人当たり何か所管理しているかなと、そういうことを確認したかったのですが。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 職員によりましても、あとその現場の規模によりましても、ちょっと差はございますが、1人で3件から四、五件といったような受持ちとなってございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 非常に、3件ぐらいで当たり前の測量がなされればいいのですが、大分こう、現場の動きを見ますと変更、変更というようなことで、大分職員が苦労しているような形が見受けられます。その辺少し、当初のやつはコンサル任せが主だったのですが、何でいいですか、現状が合わないときはやはり再度このコンサルさんとかに対応させる必要もあるのではないかなど。それで、大分工事のほうも待たされる、拘束される時間があるよう見受けられますが、今後その辺のやつを考えいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） その事案によりまして内部で解決できるもの、できないものと様々あるかと思いますが、当然ながら、やはりその難易度の高いもの等につきましては、外部委託等も含めて対応してまいりたいと考えてございます。あと、なお現場のほう、極力止めないように進捗を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、以上で質疑を終了いたします。

これをもって報告第2号の件を終わります。

日程第3 報告第3号 令和2年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（三浦清人君） 日程第3、報告第3号令和2年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、報告第3号令和2年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを御説明申し上げます。

令和元年度繰越し明許費として、予算のうち事業用地に関し地権者との交渉に時間を要したこと等により年度内の事業完了が困難となった事業について、事故繰越しとして決定し事故繰越し繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明いたしますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、報告第3号令和2年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の細部説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお開き願います。

こちらも報告第2号と同様に、地方自治法施行令の規定により、同様の手続により議会へ報告させていただくものでございます。

今回5ページに記載の6つの事業につきましては、事故繰越しということにさせていただきました。いずれも令和元年度から令和2年度に繰越し明許費として繰り越し、事業の完了を目指して取り組んできましたが、個々の事業におきまして様々な実施困難な事態が生じ、結果としてやむを得ず2年度内の完了を達成しなかった事業について、事故繰越しとして令和3年度に繰越しさせていただくものでございます。

全体で翌年度繰越し額は20億5,422万4,940円でございます。そのうち繰り越す財源につきましては、繰越し明許費と同様に既収入特定財源と一般財源を合わせて繰り越すものですが、こちらでは既収入特定財源はございませんので、一般財源を財源としてつけた形で繰り越す形となっております。

それでは、それぞれの事業の完了見込みについて申し上げます。

上段の水産基盤整備事業、完了予定が令和4年の3月。その下段、台風19号農業施設災害復旧事業、こちらも令和4年の3月。台風19号林業施設災害復旧事業につきましては、令和3年の9月。その下、漁港施設災害復旧事業につきましては、令和4年の3月。公共土木施設災害復旧事業につきましては、令和3年の12月。最下段、台風19号公共土木施設災害復旧事業につきましては、令和4年の3月を見込んでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9

番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） おはようございます。何点か伺いたいと思います。

まず、この繰越しの原因というか、復興事業の関連ということで説明、あと何件か相続の関係で事故繰になったという、そういう説明がありますけれども、そこで伺いたいのは、先ほど課長の説明があった事業の完了時期なのですけれども、令和4年3月というそういう事業も半分以上あるみたいなのですが、そこで今年度に確実と言ったらおかしいですけれども、事業が完了できるのかどうか。その点、何か事故繰の事故繰はないという、そういう決まりみたいなのがあるようですので、ただ、先ほどの説明からすると、令和4年3月完了というのが見受けられたので、そのところの懸念が払拭できるかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、令和4年3月とはしてございますが、極力早めに完了させたいというふうには考えてございますし、この予算につきましては、令和3年度内に確実に消化をできるように努めてまいりたいと思ってございます。

それと、なるべく4年の3月ということではございますが、極力早めに行いたいと。ただし、備考の欄に記載のとおり、関連する事業等々の進捗によりましても終了時期が左右されますので、余裕を持ってと言ったらちょっと語弊があるかもしれません、4年の3月とさせていただいているものでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 課長の今の説明では、極力、大丈夫だというそういう説明ですけれども、そこで再度伺いたいのは、先ほど課長の説明にもあった、この復興の関連事業というか、その絡みが何か重要だというふうに聞いたのですが、その復興関連事業は順調に進んでいるのかどうなのか、その点、再度確認させていただくのと、あとは事故繰ですので、最悪の場合というわけではないのですが、できかねた場合はどのような形になるのか。ないとは思うのですけれども、参考までに伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 関連事業ということでございますが、例えばございますが、漁業集落の防災強化事業等ですが、例えばですが、その水産関係用地というものがございますが、これは町に限らず県の防潮堤の背後地に整備をするというような予定のものがございます。

そういうものにつきましては、やはりその防潮堤ができないと施工ができないというような部分もございますので、その辺は今、順次調整を取りながら進めておるというところでございまして、その辺は関係機関のほうと連絡を密にしてお互いに、期間内に終わるような調整を今後とも図っていきたいと思っております。

それと、できなかつたらどうするんだという御質問でございますが、何とか完成に向けて、できないということのないように最大限の努力をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君）　課長、万が一できない場合、事故繰越しの事故繰越しというのはないからね、どういうふうな。それは総務課長のほうがいいか。

○総務課長（及川　明君）　東日本大震災に絡む災害復旧事業につきましては、既に復興の基本方針の中で災害復旧事業は必要として認められたものであるということで、最後まで面倒を見るというふうに明記されておりますので、そこは大丈夫かなというふうに思います。ただ、一般の災害復旧事業、台風19号絡みとかそういった部分については、個々、個別の対応になるかと思うのですが、一旦打ち切った後でまた再度と、トライという形になるかどうかは、今の時点では明言できませんが、そうなった場合はそのような対応で何とか完了を目指して進めたいというふうに思っています。

○議長（三浦清人君）　今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君）　今の課長の説明で、復興の関連事業は最後まで面倒を見てもらえるというそういう答弁で、分かりました。

そこで、朝からこういった事故繰の話で一生懸命復興事業に当たっている方には申し訳なかったと思っているのですが、そこで先ほどの建設課長の説明で1点だけ、最後に確認させていただきたいのは、例えば防潮堤の工事が終わってから後背地等を整備するという、そういう説明があったのですけれども、素人考えであれなのですけれども、ある程度見込みで来て同時進行みたいな形ではできるのかできないのか。もちろんやっていればそれでいいのですけれども、終わってから、はい、やりますでは、やはりどうしても期日が苦しくなると思うのですが、その工事の進め方ですか、そういったことをできるのかできないのかだけ確認させていただいて終わります。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）　ただいまの御質問でございますが、議員おっしゃるとおり、極力その防潮堤をやはり最後にしていますと、必ずその防潮堤の作業のための作業用通路というも

のを確保しなければいけません。そうしますと、そのエリアにかかっている施設については、やはりどうしても終わるまでできないと。ただ、全部できないわけではなくて、作業用通路以外の部分については作業ができますので、その辺は関係機関のほうと調整を取りながら、できるところから工事を進めて、あとその防潮堤が終了次第、残りの部分を速やかにやるというような調整を今まで図っておりますし、今後も図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。高橋兼次君、10番。

○10番（高橋兼次君） 今後の参考のためにここで聞いておきたいのですが、その遅れた理由について、相続人の関係で事故縁になったというようなことがあるのですが、これは今までこういうことが何回もあったのです。そして、ときにはこれが、相続がうまくいかなくて断念した事業もあったかと思いますが、必ずしも、探し当てて全てのその人たちに印鑑を、判こをもらうというようなことなのでしょうけれども、そのほかに事業を進めるために何か手だてはないものなのかどうか、その辺。

○議長（三浦清人君） 脱衣を許可いたします。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 詳細については管財課長のほうから御説明をお願いしたいと思いますが、原則、やはりその相続権といいますか、ある方々には一通り御了承をいただくというのは原則ではございます。

あと、詳細につきましては、管財課長のほうからお願いをしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 今、建設課長が申しましたように、相続に関しては何も免除というような形はございません。相続の権利がある人たちは全て交渉の対象という形になっております。（「何か手だてはないのかということ。それは分かっているんだよ、その言っていることはね」の声あり）

大変失礼しました。手だてという形では、今県の事業等も一緒に、関係する地権者がございますけれども、時効取得といった形で、ある一定期間を過ぎた場合は用地が使えるといった形の案件もございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そこまでは大体分かっているつもりなのです。どこかで耳にしたことなのですけれども、例えば5人あった場合に、2人がなかなか見つからなかつたと。それで、どうしてもそれができない。でも、この事業はやらなきゃないというようなことで、その2人分、要はその土地代金の2人分を裁判所に預けておいて、そして執行したというような例

も、たしか聞いたような感じがあるんですね。今までの事業を見ると、探し当てられない、いなかつたと、判子をもらえないというようなことで断念した経緯があるんですね。そうすると、そこまで進めた分が何か無になったような事例もあったような記憶があるのですがね、そういう何か税金を無駄にするようなことは往々にして避けるべきなのかなと。何か手だてをもってやはりその計画したものをしていく必要があるのかなと、そう強く感じてきましたので、今、今後のためには聞いたわけなのです。何かさらにそのいい方法はないんですかね。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 確かにそういった相続の発生する土地をあえて事業から最初から外すという形で計画できれば一番、ベストというような形ではあるかと思うのですけれども、どうしても事業の性格上、そういった土地をどうしても使わざるを得ないということで今現在、事業、工事等が進んでいる状況です。

先ほど申しました、そういった時効取得といった例もありますし、あとは仮に相続人で不明というような形があれば、ある一定の期間を裁判所等に申し立てて、その関係者を対象から外すといった措置も取られるという形が考えられると思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。前者に引き続き言いますけれども、その説明の中で、事業用地の相続人が多いなどの理由により用地取得に時間を要したとありますけれども、これは全員もう登記が終ったのか。そして、またそのほかにはそういう用地、用買で困難を來しているところがあるのかないのか。

そして、この4番目の漁港施設の災害復旧事業、これはどこの漁港なのか。その辺、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） この漁港事業につきましては、相続の対象港としては1港となります。相続人に関しましては21名、これは現在も交渉を進めているといった状況でございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 申し訳ございません、どこの漁港かということでございますが、すみません、私今、資料がちょっと手元にございませんで、大変恐縮ではございますが、後ほど確認をして御報告をさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今、管財課長の答弁、ちょっと最初のほう聞き取れなかったのですけれ

ども、今言っている4行目の38億9,400万円が、そのうち支出済額が29億6,700万円、そして未納が9億2,000万円という数字なのですけれども、その、どこの漁港だからちょっと分からぬのですけれども、そこに21名のうち、まだ相続が決まっていないのがお1人いるというような話かと思われますけれども、（「違う違う」の声あり）違うのですか。その前後、そこに何件登記済みでないところがあるのかということも伺ったので、もう一度すみません、聞き取れなかったのでお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 失礼しました。関係する漁港につきましては、田浦漁港になります。それから、その21名というのは、1契約に対しての相続人の数でございます。それで、まだ全てその対象地権者等の契約が済んでいないという形でございます。

○議長（三浦清人君） 課長はその、今の質問ですがね、4年の3月まで登記が済む見込みはあって、事業ができればということでの質問かと思うのです。その辺です。管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） その対象地権者につきましては、残りあとわずかという形になっておりますので、事業の完成に支障のない形で今後も用地交渉等は進めていくという形で考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それから、ここは田浦だけで、その上下の漁港はそういうことがないという解釈でよろしいですか。用買に困難を来しているところがほかにないということでいいですかということです。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 他の事業、この今、事故線の対象事業ではないですけれども、漁業集落機能強化事業においてもそういう相続が発生している件はございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないですか。なしと認めます。

これをもって報告第3号の件を終わります。

日程第4 報告第4号 令和2年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（三浦清人君） 次に、日程第4、報告第4号令和2年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、報告第4号令和2年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを御説明申し上げます。

令和2年度予算のうち、資本的支出の建設改良費について繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） それでは、報告第4号について細部説明させていただきます。

議案書7ページ、令和2年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書を御覧いただきたいと思います。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しでございます。年度内に支払い義務が生じなかったものについて、令和3年度へ繰り越して使用するため、同条第3項の規定に基づき、繰越計算書により報告するものでございます。

繰り越した事業は、東日本大震災及び台風19号による水道施設災害復旧事業で、合わせて13件の請負工事でございます。

表の最下段の合計欄を御覧いただきたいと思います。繰り越した事業の予算計上額の合計は6億4,250万円で、このうち令和2年度中の前払い、中間払いをした後の翌年度繰越額の合計は4億6,859万円となります。

繰り越した主な理由は説明欄に記載のとおりですが、国道などの災害復旧事業等との施工調整等に時間を要したことで工期の延長が必要となったものでございます。

各事業の完成予定時期等につきましては、表の上段から、伊里前地区は本年6月、伊里前その2は同じく9月、沢地区1工区は7月、2工区は8月、西戸地区は6月、港地区は9月です。入谷地区の台風19号その1は5月に完成しております。同じくその2は12月の予定です。その下、汐見地区は6月、田表地区は9月の予定です。下段の折立、町向、寄木の3地区につきましては、未契約繰越しとなったことから、6月中に発注いたしましてその後の契約となります。本年12月の完成を予定しております。

次のページを御覧願います。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越しでございます。繰り越した事業は東日本大震災による水道施設災害復旧事業の請負工事及び委託業務で各1件でございま

す。

表の最下段の合計欄を御覧願います。繰り越した事業の予算計上額の合計は9億610万円で、このうち令和2年度中の前払い、中間払いをした後の翌年度繰越額の合計は5億3,210万円となります。

繰り越した主な理由は説明欄に記載のとおりですが、中庄水源地において軟弱地盤を改良する工事を追加等したため、工期の延長が必要となったものでございます。

各事業の完成予定時期は請負工事、委託業務ともに令和4年1月の予定でございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ただいま説明がありましたが、1点だけ確認をお願いしたいと思います。そこで、説明欄の中の関係機関とのこの調整というのがほとんどの説明なのですから、この関係機関というのはどのような機関なのか。簡単にでよろしいですので、説明をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） 国道沿いであったり、それから防潮堤工事であったりしますので、そちらの機関との調整、施工調整というふうな形になると思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ということは、県とか国という説明……（「町もです」の声あり）町ということで、それが関係機関ということですね。要は国の事業というのですか、県事業、それらとの関わりだったということなのか、それでよろしいのかどうか。再度簡単な確認をお願いしたい。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） すみません、説明不足でございました。国道工事をする場合は国道と協議しなくちゃなりませんし、町道につきましては、建設課等と施工の時期あるいは方法等について打合せをする必要がございますので、そういったところで時間を要したというふうなことでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点お伺いいたします。8ページ、令和元年度中庄浄水場なのですけれども、地盤改良時の追加工事により時間を要したためとありますけれども、どの

ような地盤改良をしたのか。そして、またその下の施工監理業務、これも追加でありますけれども、どこの業者に施工監理業務を委託しているのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） 軟弱地盤ということで、水源地のほうなのですけれども、水源地の電源車のほうなのですけれども、地盤が柔かったので固くする工事をしたというふうなことでございます。コンクリート構造物を造りますので、なかなか地盤が弱いと沈んでしまいますので、それを補強する工事をしたということでございます。

委託業務につきましては、東洋設計株式会社ということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、この中で浄水場の関係は、コンクリート打ちするために土地改良したことなのですけれども、それが金額、この9億円の予算のうち翌年度に繰り越したのが5億2,000万円なので、その改良工事に追加にしたもののはこの中の幾らなのか。その辺をお伺いします。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） その中で工事につきましては、浄水場の工事、それから水源地の工事、それから配管工事とありますので、ちょっと今、詳細につきましては設計図書を持ち合わせてございませんので、後ほど御報告させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 2件だけちょっと、詳しく分からないので2件だけお聞きしたいと思います。今回のこの工事の中身なのですが、基本的には台風災害でもって発生した工事の修復というような形なのでしょうか。

あと、仮設の水道管で、こういったところはまだ工事が遅れているところは仮設の水道管で何とかなっていると思うのですけれども、仮設の水道管でもなかなか住民が困っているという箇所とか、そういった部分はあるのでしょうか。

この2点だけお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） 台風災害につきましては、中段の入谷地区の2件のみでございます。

それから、仮設の水道管につきましては、御不便をかけているのですけれども、冬期間は凍つてしまったりするところがありますので、そういった不便をかけている部分はあるかと思

います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 現実的には、家庭生活に大きな支障はないというようなお答えだと思います。今話を聞いたらば、やはり大震災による水道管の整備なのかなと。そして、2件だけが台風被害ということなのですが、町内の水道管の復旧ということを考えた場合に、残っているのは2件だけなのでしょうか。その辺再確認です。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） 東日本大震災の部分につきましては、令和3年度で発注する事業もございますので、今年度で10件ぐらい発注する予定でございます。それでほぼほぼ震災の部分につきましては終了する見込みでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって報告第4号の件を終わります。

日程第5 同意第1号 南三陸町農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて

○議長（三浦清人君） 日程第5、同意第1号南三陸町農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、同意第1号南三陸町農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて御説明申し上げます。

本件は、本町の農業委員会の委員に占める認定農業者等の割合について少なくとも4分の1としたいため、農業委員会等に関する法律施行規則に基づき議会の同意を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） ただいまの南三陸町農業委員会委員に占める認定農業者等の割

合を4分の1とすることについてでございますが、お手元の議案関係参考資料4ページを御覧ください。

農業委員会等に関する法律が平成28年4月から施行され、農業委員の選出方法が推薦公募による町長の任命制に変わり、任命に当たっては認定農業者等の割合が委員の人数の過半数を占めるようにしなければならない規定がございます。

本町におきまして、現農業委員会委員の任期が令和3年7月19日をもって満了となることから募集したところ、候補者9名の届出がありましたが、認定農業者が2名、認定農業者等に準ずる者が1名と、割合の過半数を占めないことから、参考資料4、農業委員会等に関する法律第8条第5項にただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、南三陸町農業委員会の委員に占める認定農業者の割合を4分の1とすることについて、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくお取り計らい願います。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 農業事情というのはもう年々大変になっています。後継者をはじめ農業の実績、そういったものもなかなか厳しい部分となっていまして、この根幹となすのは農業人口だと思いますので、農業人口の推移、その辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時49分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

同意第1号の件の答弁から。農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） 先ほど御質問いただきました農業者的人口の推移ということで回答させていただきたいと思います。

統計のデータになりますけれども、15歳以上の年齢構成でもっての合計でお答えさせていただきたいと思います。

2010年の農林業センサスの数値合計でございますけれども、2010年803名、2015年425名と、半分以上減少しているような傾向ということになります。

以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私も国勢調査の業種別のやつというのは、時間があればちょっと見ていたりしているので、今課長が話された2015年でこの人数というのは、今現在、これからまだ減っているのかなと思います。そういった中で、農業委員を務める方、なかなか農地の管理とかそういう部分で結構大変な、私は農業委員って仕事だと思っています。しかしながら、10年で800人、それが今度400人ぐらいになって、やはり農業委員は9名と、こういった人数。それが制度上、条例で決められていることだと思いますので、この辺は分かりました。

あと、前回の改選時の資料も私、持っているのですが、そこに関わる業種的な面を考えたときに、酪農とあと農業にも携わっているというような方も私の知人でいますけれども、その農業委員の、今回9名の中にはどういった業種別の比率があるのか、その辺お聞かせください。

あと、田東山にツツジを見に私も登っていましたが、山奥になればなるほど遊休農地が多いというような状況にあります。遊休農地の管理というのも農業委員会の仕事なのでしょうか。

その2点お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） 農業委員会の職種ということなのですけれども、もちろん農家の方が大半を占めているというような状況でございますし、あと参考までに、参考資料の4ページのほうにも内訳ということで認定農業者が2名、あとは認定農業者等に準ずる者ということで1名、あとはその他の農業者ということで4名、あと利害関係を有しない者ということで2人ということで掲載してございます。

今現職の農業委員さんと比較しますと、今認定農業者等の方が1名となりますし、認定農業者等に準ずる方が2名と。それで、その他の農業者が5名と。それで、利害関係を有しない者が1名というような格好になっていますので、認定農業者の数とすれば、現農業委員さんは1名、今回は多いのですけれども、結果、過半数にいっていないということで、今回御同意いただければという内容となってございますし、あと2つ目の遊休農地の関係などすけれども、遊休農地の解消も含め、中間管理機構へのあっせんというか、そういうところも農業委員会の業務の中として、まさに今年度から実はスタートしようということで、第1回目の総会時にもお話しさせていただいてございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 課長、ありがとうございます。取りあえずいろんな話を聞いていくと、なかなかなり手、これも必要ですし、なかなか自分の本業の農業が忙しくて農業委員になるのは難しいと、こういった方々も多く見られると思います。こういった方々がこういった農業委員として参画して、そこから町の行政運営、議会とか、そういった部分に入ってくる人の知識を得て、例えば議会議員になって本当に根本から町を考えたいという人も出てくると思いますので、そういった人材、有効利用していければなと思います。

あと、この最後の利害関係を有するというのは、これは農業をしていないということなのでしょうか。この最後の利害関係を有する者というはどういった内容でしょうか。（「有しないだよ」の声あり）

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） そうですね、利害関係を有しない者ということになりますので、もちろんその農業関連分野に携わる者と限定するものではございません。

○議長（三浦清人君） ほかにありますか。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、この参考資料なのですけれども、認定農業者というのは、今町に何人いるのか、ここ34人でいいのか、そのところの確認。

そして、あともう1点は、認定農業者、専業の方たちが4分の1の定員になって、農業委員会機能というのですか、これまでのようその機能は補完されるというそういう見通しが、当然あるからこういった認定をしているのでしょうかけれども、そのところを2点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） まず、認定農業者の数なのですけれども、参考資料の一番下に掲載されてある（2）の表内に南三陸町農業委員会区域内における認定農業者の数ということで34名となってございます。

それと、2つ目の質問なのですけれども、同じくこの参考資料をちょっと御覧になっていただきたいのですけれども、年齢構成と性別、中ほどにあるのですけれども、これは今、今回も候補者の9名の方々の区分になってございますけれども、現農業委員の方々の年齢構成を申し上げますと、30代が1名、60代が5名、70代が3名。性別構成でいいますと、男性が7名、女性が2名ということで、年齢構成から考えても、大分若返りしたかなというところが

見受けられますし、性別構成においては、女性の委員さんが1名多く入ったという流れになりますので、これまでも考えれば、先ほども申し上げたのですけれども、認定農業者の数も実は1名増していますので、今まで以上の農業委員会機能が発揮されるものと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そこで、再度もう少し詳しく伺いたいのですけれども、34人いて2人しか認定農業者に手を挙げないというのは、今回それでこういった認定になったのでしょうかけれども、そこで農業委員として34人手を挙げない、その要因というのですか、理由、個人のあれだと言われればそれまでなのでしょうけれども、そういった何かがあるのかどうか。もし課長お分かりでしたら伺いたいと思います。

あと、農業委員会のこの機能としては4分の1になんでも十分だということで、その点は分かりましたけれども、そこでこの資料に説明にあったのですが、年齢構成の中に、もし個人情報に触れなければ、認定農業者は何十代の方なのか、そのところをお聞かせいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） 34名のうち2人しかいないということで、ほかにもいっぱいいるんじゃないかなというような質問だと思うのですけれども、これは個人的なお話になるかもしれないのですけれども、なかなか認定農業者って、町のほうで認定するわけなのですが、やはりその農業従事日数の関係もございますし、農業委員になった方に対しては大変失礼かもしれないのですけれども、なかなかその農業委員会の委員になると、本来やるべき農業の従事者、従事時間がなかなか割けないということで、なかなかなり手がないというような状況かなと考えてございますし、なお今回も認定農業者のほう、1月25日から2月の24日まで募集をかけたのですけれども、ほぼほぼ皆様、地域の方々からの御推薦というような手法も取っておられますので、地域の方々がこの方を推薦した上で今回9名になったという運びでございます。

それと、現認定農業者が年齢構成でいうとどの辺に来るのかということなのですけれども、50代が1人、あと60代が1人というような構成でございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体分かりましたけれども、そこで最後に伺いたいのは、今の課長の説

明ですと、仕事が忙しいというか、そういった面もあるのでしょうかけれども、そこで集まらない、そういった農業者が手を挙げない理由の中の1つとして、この農業委員会の委員の報酬とかそういったところには懸念というか、ないのかどうかだけ確認させていただいて終わりとします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） 報酬に関しましては、会長、副会長、委員とそれぞれ若干金額の違いはあるけれど、報酬はお支払いしているわけなのですけれども、これも多分報酬に左右されるものではないと思っておりますので、やはり前段にも申し上げたとおりの理由になるのかなと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 前議員のお話を、課長の答弁等を聞いてみると、なかなか今回は女性3人という、この入ってきたということに対して、これから農業振興に明るい兆しが見えてくるのかなという、今農業離れの中でそういう気がするのですけれども、担当としてこの農業委員さん方、ただ懸念されるのが本来の34名のうち2人ということで、それぞれのお仕事を持っているので、農業委員にはなかなか手を挙げてこないというところに問題があるようだ、見えているような、隠れているような気がするのですけれども、この辺について担当者としては、今後のこの9人と、特例を、これを議決するに当たって、どのような見方をしているのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） やはりこれからの時代、農業委員だけじゃなくて、すべからくいろいろな組織・団体・協議会等々もあろうかと思いますけれども、女性の方々がフルにそういう組織・団体等に加入とか申出等々をして活躍していただけることであれば、町の未来も明るいのかなというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより同意第1号を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第6 議案第2号 南三陸町東日本大震災伝承館設置及び管理条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第2号南三陸町東日本大震災伝承館設置及び管理条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第2号南三陸町東日本大震災伝承館設置及び管理条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第1項に基づき、南三陸町東日本大震災伝承館の設置及び管理に関し定めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、議案第2号南三陸町東日本大震災伝承館設置及び管理条例制定について、細部説明をさせていただきます。

議案書は11ページから、議案関係参考資料につきましては5ページを御覧いただきたいと思います。

本議案につきましては、道の駅さんさん南三陸内の施設として整備を進めてございます東日本大震災伝承館について、その設置及び管理について条例を制定し、令和4年4月の開館に向けてその準備を進めてまいりたいというものでございます。

議案書を御覧ください。

まず、第1条において、設置の趣旨。

第2条で、その名称を公募により決定いたしました南三陸311メモリアルとし、その位置を南三陸町志津川字五日町200番地1とするものでございます。

次に、第3条において、施設の構成を第1号ギャラリーAから第5号シアターまでの5つのエリアとして規定をしてございます。

議案関係参考資料の5ページを御覧ください。

資料の上側が駐車場側になります。右手の三角印が施設の入り口となります。基本的な見学ルートは、ギャラリーAからギャラリーB、Cと進みまして、その後、ラーニングエリアでありますシアター、ギャラリーDを経由して入り口に戻るというルートが、基本的なルートということになります。

また、後ほど改めて御説明をさせていただきますが、アートの作品につきましては、ギャラ

リーC、Dエリアを活用して展示することとなりまして、有料となるエリアにつきましては、ギャラリーB、C及びシアターというふうになります。

次に、第4条において、施設管理を指定管理者に行わせることとし、第5条でその業務の範囲を第6条及び第7条で施設の開館時間及び休業日をそれぞれ規定してございます。

それから、第8条から、次のページにおいて第10条までにおいて、先ほど説明していました有料エリアへの入場許可に関する事項を規定し、第11条に入場料を規定してございます。

入場料につきましては、14ページ上段、別表1として、その基準額を定めてございます。基準額の算定に当たりましては、他自治体施設の入場者数を参考といたしまして、また施設の建築規模から想定される維持管理費、それからラーニングプログラムを提供いたしますので、その提供パターンなどをシミュレーションし、かつ利用促進が図られる額として算定をしております。

なお、備考に記載しておりますとおり、団体の入場につきましては10人以上とし、シアターで提供するラーニングプログラムのレギュラープログラムを45分と想定しておりますが、見学者の年齢層やスケジュール等に対応した20分未満となるショートプログラムを提供する場合の基準額は、その下2に記載のとおりの金額とすることとしてございます。

次に、議案書12ページに戻りまして、12条及び第13条は、入場料の返還・減免についての規定で、13条、14条において、無料エリアとなりますギャラリーA及びBを含む施設全体への入館制限を規定、第15条から第17条において、指定管理者の許可の権限の範囲を超える行為、ここにつきましては町長の許可として規定をしてございまして、第15条においてその行為区分を第16条ではその取消し、そして第17条でその使用料について定めてございます。

使用料につきましては、14ページ、別表2のとおりに規定してございますが、なおこの使用料の単位、それから金額につきましては、既にございますひころの里設置及び管理条例、それから都市公園条例との整合を図り、同様の規定としてございます。

最後に、第18条で損害賠償に係る規定を、第19条で運用を規定し、附則において本条例の施行日を令和4年4月30日までの間において規則で定める日とし、準備行為については公布の日から可能とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。資料の14ページ、別表第2なのですけれども、ここの区分、料金の区分なのですけれども、行商、募金その他これらに類する行為、そしてまたその下、ここ1、2、3、4行、もう少し詳しく具体的に説明願います。

それと、別表の資料5ページのそのギャラリー、シアターのこの図の中より、先ほどの説明ですと、ギャラリーC、アート、ギャラリーBもアートというのは、私の聞き間違いかどうか、そこをもう1回。要するに、この外国の方の美術品をこのギャラリーCに置くと思うのですけれども、このギャラリーBというのもアートというような先ほどの説明でしたけれども、それでいいのかどうか、もう一度お願ひします。

それから、このギャラリーAとD、これの別表第2、それに絡むと思うのですけれども、その辺も併せてお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、まず1点目の別表2に係る区分につきましては、条例の第15条でその項目について規定をしてございまして、一般的に公の施設を利用して、この行為によって利益が生じるような行為ということで想定されるものとして、これまでも規定をしてきているということでございます。何らかのこういった行為をすることによって、そこから利益が生じるような行為ということで、4つほどの規定をさせていただいているというような内容でございます。

それから、いわゆるアート作品と言われる部分の展示につきましては、ギャラリーCとギャラリーDと考えてございまして、それらの施設以外のところについてもいろいろな展示物を考えているというようなことでございまして、当然にアートだけではなくて震災関連の資料展示であったりとか、そういうものをこのギャラリー部分を使って進めていくというような考えでございます。（「AとDは」の声あり）

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） アートという作品としての展示はCとDという部分は使って展示をしていくということになります。（「CとD」の声あり） CとDです。（「A、B、C、D」の声あり） そうです、そうです。A、Bにつきましては、それ以外の震災関連の展示であったりということも想定しているということでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 先ほどの15条ということなのですけれども、伝承館のその金額、100円と興行10円、それから競技会、展示会、博覧会10円ということなのですけれども、その4つ

の、これは面積的なことを言っているのが、興行と競技会、展示会なのですけれども、1平方メートル、1日につきということは、例えば具体的に言えば、絵画なんかをもし持ち込んで置くという場合は、その絵画の大きさにもよりますけれども、どのくらいの料金がかかるのか。それで、手っ取り早く言えば、1メートル四方の絵画を1日そこに展示した場合、この10円でいいのか。その1平方メートルだから10円でいいのかというようなことなのですけれども、その辺はどういう計算になりますか。今展示の件ですけれども。それで、興行という場合も料金10円とありますけれども、その部屋 자체を貸すのか。どういうふうな解釈に立ったらしいのか、その辺、御説明願います。

○議長（三浦清人君）企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君）まず、この施設自体はいわゆる貸し館をするための施設ではないのは、東日本大震災の伝承を目的にしていくということになりますので、これまである貸し館をメインにしている施設とはちょっと違うのかなというふうなところで御理解をいただきたいというふうに思います。その上で、その使う目的は何ですかということをまず判断をさせていただくということになります。その上で、この目的に合った使い方をされるんですねとなった場合に、簡単に言いますと、行政財産の目的外使用ということで頂戴する料金の規定として、別表第2のとおりの規定をしているということでございますので、その上で議員のおっしゃられたように、実際にお使いになる範囲がどのエリアに及ぶのかということは判断をさせていただくのですが、その計算の単位として1日につきであったり、1平方メートルにつきということで設定をさせていただいているということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。（「課長、床面積でしょう。床面積の1平米」の声あり）そうですね。（「絵画の大きさの1平米じゃなくて床面積のことでしょうということ。そこを言わないと」の声あり）作品そのものの面積ということでは、占用する面積のエリア、ですので床の面積というのが基本になるというふうになると思います。

○議長（三浦清人君）よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにありますか。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君）伝承館に関して、今回こういった地図が示されています。ギャラリーとシアター。そういう場合に、このシアターの部分のスペースのこの大きさというのは分かっていたら、何掛ける何かということで、その辺、分かっていたら教えてください。
あと、この伝承館にぎっちぎちじゃなくとも、通常入れる人数、A、B、C、D、そしてシアター、これは人数、大体何人ぐらいを想定されているのか。そして、現在はコロナ禍です。

そして、来年の会場ということなので、来年にはある程度コロナの終息が見られますが、今後どうなるか分からぬと思うのですけれども、このシアターの入れる人数というのは、その時々の情勢によって結構異なってくるのかなと思いますので、この辺の今後、ある程度想定に入れているのか入れていないのか、その辺。

あとは、ここに入る人数、そしてゴールデンウイークとか、あと連休が重なるとき、そのときは観光バスがいっぱい来て中に入れないというような状況もあると思うのですけれども、その辺は町のほうで考えるのか、それとも管理委託業者が来年の開場後に、開場前ですかね、委託業者が決定するのは大体いつぐらいを想定しているのか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、シアターの面積のみ当職のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

壁の芯々ということになりますので、内スペースはもうちょっと狭くなるとは思うのですが、81平米でございます。ですから、おおむね9メーター、9メーターと、九九、八十一というような寸法となってございます。ただ、実際は壁の芯々でございますので、若干狭くなります。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） シアター部分に入る人数というのは、現在の想定で最大50名を見込んでございます。当然、プログラム、それからおいでになるお客様の内容によって、時間が限られた中でのプログラム提供となりますので、その中で回ごとに入る人数というのは変わってくるのだろうなという想定をしてございます。

それから、本条例を御決定いただいた後に指定管理者の選定に今度は移っていくということになります。順調に参れば、次の9月の会議の際にその選定の議案を上程したいというふうに考えてございますので、具体的にその開館に向けた集客のいろいろな手続が行われていくとなると、10月以降なのかなという今、見込みをしているところでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） シアターは大体81平米というような形の建設課長の説明でした。そして、人数は50人が入れると。そして、45分の上映時間、それを考えていった場合に、ある程度、管理委託先が分かれれば、どういったサイクルでどういった運営をしていくというのは、その辺で町との協議の中で決めていくと思うのですが、予約しないとなかなか南三陸町に行って伝承館に行きましたといっても、それがスムーズにシアターの上映を見られるかということ

が、その辺がなかなか難しい部分になってくるのかなと思います。そういった対策もしっかり開場前にある程度決めておかないと混乱の元となりますので、その辺も十二分に。

ただ、45分ということは、50人数入っても観光バス1台にしても、10台入ると大体10時間、単純計算で45分というと入替えとかあるから考えた場合に、そうするとゴールデンウイーク、混む時期、1万人以上の方がさんさん商店街を訪れますぐ、なかなかそういった観光が一番ピークになる時期というのは、なかなかここに入るのは厳しいと。それはうれしい悲鳴だと思いますが、その辺も含めて対策として何か観光客の受け入れ態勢、その辺は考えているのか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君）企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君）議員が御質問の部分は、当然想定される内容というふうに承知してございます。ですので、実際には管理業者が決まりましたら、その辺の運営については相談していく必要性はあるのかなというふうに思いますが、先ほど言いました、その45分のレギュラープログラムと、それから短い20分未満のプログラムを想定してございまして、その2つをうまく組み合わせながら、その後は時期、おっしゃるような連休であったり休みだったりというところのどういう配置にするかということは、調整が必要になっていくのかなというふうに考えてございますし、伝承館の機能の、機能というか役割の1つといたしまして、あそこに来たお客様を回遊させていくということも当然に必要だと思いますので、次のプログラムをお待ちいただく間、祈念公園においていただくとか、地域連携機能である商店街においていただくとか、さらに町内の各ところに足を延ばしていただくとか、そういったこともスケジューリングしやすいように、その辺は周知については今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君）千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君）祈念公園を中心にさんさん商店街、そして伝承館、そして今後、完成に向けて進んでいるしおさい通り、そういった町なかの巡回、その辺が私は必要だと思います。そして、そういったコースを管理委託する会社と相談、あと町のほうと相談、そして時間がかかる場合は、歌津とか入谷とかそういった部分もその回遊のコースに加えていけば、充実した南三陸町のそういった観光施設、有効に利用できるのかなと思いますので、その辺を考慮に入れた今後の伝承館の活用、その辺をじっくり構想して、練って、オープンに向けて頑張ってほしいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君）ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 入館料1,000円ということで、一般者、これは45分のレギュラープログラムの場合だということのようですが、1,000円、これはちょっと高いんじゃないかなというふうに率直に感じました。この1,000円となった根拠、これをちょっとお聞かせいただきたいのです。

というのは、気仙沼の伝承館、大人1人600円でやっています。それで、プログラムはシアターを入ってたしか15分ぐらいの津波映像なんかがまずあって、館内をぐるっと回って校舎屋上まで見られるようになっていて、それで最後、終わりの部分でまたさらに10分ぐらいのプログラムが3本ほどあります。消防官の方の映像、それから肉屋のお姉さんの映像、それと階上中学校の卒業生の涙ぐましい当時の映像、3本あって、合わせれば45分ぐらいになると思うんですね。それでも600円で気仙沼の伝承館は入れると。それから比べると1,000円というのは、隣接する気仙沼と比較をすれば高い。それで、いずれ教育旅行なんかでも活用してもらおうということもあるかと思いますが、結構ね、旅行会社の人とかはシビアなんですよ。この100円、200円、結構こだわりますよ。

ですから、これ1,000円という金額、もうちょっと見直したほうがいいんじゃないかなというふうに思うのですけれども、この1,000円となった根拠、教えていただきたいのが1つと、それとアート作品ですが、ギャラリーCとギャラリーDの有料エリアということでちょっと解釈したのですが、マチドマに何かウサギの大きなアート作品が、東京芸術大学ですか、に作っていただいたものが展示されているかと思いますけれども、あのウサギはどこに来るとか、この有料エリアに入るのか、それとも無料のギャラリーA・Bに入るようなものなのか。

当初説明いただいたアート作品を置く目的として、心の整理とかそういったことが目的だということで聞いていました。もしギャラリーCとかDとか、この後段のギャラリーでアート作品を展示するのであれば、心の整理という、まず入って心の整理というか、が後回しになるというような感じに捉えるわけなのですけれども、そのアート作品、あのウサギもそうですが、どのあたりに配置する計画があるのか教えていただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） まず、1点目の入場料につきましては、指定管理によって行う面において、基準額、いわゆる上限額を定める必要があるということになりますので、今想定されている金額がお示ししている金額ということになります。当然、その後、指定管理者が決定しまして、そちらの御提案の内容等、協議をして決定をしていくことになるのが、今後の手続ということになります。

なお、その基準額の設定につきましては、この後、調整監のほうにシミュレーションしていただいているので、答弁をさせていただきます。

それから、アート作品につきましては、展示はCとDを考えているということでございます。なお、有料となるエリアはB・Cとシアターということになります、Dは無料のエリアということになります。この図面でちょっと色分けしなくて申し訳ないのですが、ギャラリーAとDは、ここは無料のエリアになるということになります。

そのウサギにつきましては、館内ではなくて外に展示をする予定になってございまして、どちらかというと皆さんをお迎えするような立ち位置になるのかなというふうに考えてございます。

それで、先ほども言いましたが、現状として想定しているルートは、ギャラリーAを経由してBからC、それからシアターに入ってDに抜けていただくということになりますので、Bを入ってCにおいて、まずはそのこれまでお話ししている震災の学びに向かう心を落ち着かせるような部分ということになります、シアターでラーニングプログラムを提供させていただいて、その後にその先に見える、それぞれ皆さんが自分事として持ち帰っていただく内容を踏まえて、希望であったり未来といったような、先を見据えるような作品の展示をDエリアというふうに現在想定をしているというようなところでございます。

○議長（三浦清人君）　震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君）　入館料金の1,000円の根拠ということなのですが、当然、気仙沼伝承館の入館料も参考にしてございます。気仙沼の場合ですと、その区分が一般・大学生と、高校生、それから小中学生と3区分になっていまして、うちの伝承館についても同じ区分ということにまずしてございます。

それから、気仙沼の場合は、個人と団体の二区分になっていますので、全部で料金体系として6体系ということになっていますが、南三陸町のその伝承館につきましては、レギュラープログラムと、それから少し短いショートプログラムというものがございますので、全部で12区分の料金体系になってございます。それで、気仙沼の伝承館のその小中学生の団体の料金といのが200円という設定になっていまして、これが最低価格ということになっています。

それで、1,000円の根拠ということなのですけれども、12区分に分けた場合に、小中学生のショートプログラムの団体は200円という設定にして、そこから当然、価格差を設けていきますので、それで価格差を設けていきますと、結果的に一番高くなる個人の一般利用の方のレギュラープログラムについては1,000円という料金になるということでございます。

○議長（三浦清人君）　いいですか。どうぞ。倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君）　ちょっと何か料金体系、複雑な感じがしました。もう少し明確な料金体系にしたほうが旅行会社とか説明するとき、どうなのかなとは思いますけれども、一応1,000円が最大ということで、交渉次第では安くしようというような余地もあるのかなというふうに捉えました。

それで、私が心配するのは、やはり比較されますのでね、近隣のそういった施設と比較されますので、それでも十分対応できるような料金体系にちょっとやっぱり工夫が、今後もちょっと検討いただいたほうがいいのかなと思います。

それで、先ほど人数、シアター部分で最大50人というようなことでしたけれども、これは採算を考えた場合、1,000円でも800円でも600円でも、この辺はどうなるのか分からぬのですけれども、1日当たり何人ぐらい来館いただくような想定で、収入がどれぐらいになるのか。

それと、あと昨日も一般質問の中で維持管理費のお話なんかもありましたけれども、それに對して維持管理費がちゃんと見合うのかどうか、その辺の収支バランス、どんな感じで捉えられているのか、ちょっと説明いただければと思います。

○議長（三浦清人君）　震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君）　まず、入館者数なのですけれども、こちらはそのレギュラープログラムとショートプログラムにつきまして、大体1回あたりの所要時間というものを見込みまして、それを1日の上映時間と上映パターンというんですかね、ということで考えてまずやってございます。レギュラーについては試算上は1回あたり80分、それからショートについては50分ということで見込んでございます。

それから、時期につきましては、4月から9月までと、後期の10月から3月までについて、オープン時間がちょっとずれていますので、前期につきましてはレギュラー3回、それからショート5回というのを1日の上映回数ということで、試算上は見ていています。後期につきましては、レギュラー3回、ショート3回ということで見ていています。

さらに、その上映時間によっては、その入館する割合、先ほどマックス50人ということなのですけれども、例えば平日のその朝一とかだと、やはり満杯になることはないと思いますので、そこら辺をパーセンテージを見込んで、平日・休日別で出していっているのですけれども、前期の平日でございますと1日当たり100名、それから前期の休日ですと165名、後期ですとプログラムの回数が少ないので、平日90名、それから休日が145名ということで、1日の入館者数を見込んでございます。それを入館日数とかをカウントいたしまして、結果と

して大体入館料金の試算としましては、大体2,600万円から700万円ぐらいではないかというふうに試算してございます。

それから、かかる費用についてなのですけれども、こちらは今後の指定管理の指定についてもちょっと関わるので、ちょっと幅を持ってお答えさせていただきますけれども、大体2,600万円から3,000万円ぐらいということで見込んでございます。

○議長（三浦清人君） ちょっと暫時休憩します。

午前11時58分 休憩

午前11時59分 再開

○議長（三浦清人君） 再開します。

その辺をはっきりと言ってください。企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、入場料のその考え方についてもう一度御説明をさせていただきますが、議案書14ページの別表1に、基準額というふうに記載をしてございまして、これは料金設定の上限額というふうにお考えをいただければというふうに思います。指定管理者、これから選定するわけですが、内容によっては指定管理者のほうから料金の、もう少し安い金額でという提示があるかもしれません。その際は、当然に町に御相談をいただいて、町もその金額で了とすれば、その金額になるということでございます。

なお、割引という考え方につきましては、その備考のところに書いてありますが、基本的には団体の入場ということの割引の部分と、それからシアターで提供するプログラムがレギュラーということで45分を想定しているものと、それから20分未満になるものがございますので、20分未満になるものを御利用する際には、その備考の2に書いてある利用料金の体系で御利用いただくということになってございます。（「交渉次第と言っておかないと」の声あり）

失礼しました。いわゆるエージェントさんからの交渉によって料金を下げるということはございません。

○議長（三浦清人君） 昼食のため休憩いたします。再開は1時10分といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、午前の質疑において答弁を保留した件について、上下水道事業所長の答弁を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） それでは、午前中、及川議員の答弁を保留してございました、中住浄水場の築造工事に係る水源地の電気室の地盤改良工事の経費でございますけれども、約285万円ほどかかっております。

○議長（三浦清人君） 議案第2号の質疑を続けます。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） では、午前中に続きまして、もう一度お伺いします。

まず、ウサギのアート作品なのですが、屋外に置くというようなことで御説明いただきました。気になるのは、せっかくそれなりの労力をかけて作っていただいたものを屋外に置くということにちょっと疑問が残るんですね。素材はアルミでできているということで、比較的柔らかい金属だと思います。それと、比較的軽量であるということで、屋外に置いて例えれば損傷であるとか、盗難であるとか、そういうリスクがあるんじゃないかなと思うのですけれども、そのあたり、どういった対策は、何か検討されているのかどうか。それが1点目ですね。

それと、あと料金のところで1,000円とかありますが、これがちょっと私、昼休み中に調べたのですけれども、あのボルタンスキーサンの作品が展示されています愛知県豊田市の豊田市美術館というところですけれども、入館料が大人300円なんですよ。それで、大学生・高校生が200円、中学生以下は無料というふうに表示されていました。それとも比べますと、気仙沼の伝承館よりも高いし、豊田市美術館よりも高いと。果たしてそれで本当にその見込の人数が来るのかどうか、ちょっと首をかしげたくなるところでもあります。

それで、この別表第1、この料金表がありますが、ここの基準額はこれは限度額ですよというようなことで御説明いただきました。この別表第1の「基準額」という文字を、文言を、「限度額」というふうに書き換えるということはできないでしょうか。あるいは「基準額（限度額）」というような表記、そのほうが混乱がなくなるというふうに思うわけですけれども、そのあたり提案したいのですけれども、いかがでしょう。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） まず、1点目のウサギのアートにつきましては、現在、室内に置いてございますので、あれは屋外に置く場合には、それなりの保護ができるようなしつらえをしてからということになりますし、当然、施設の外には防犯面を考えた監視の体制とか、そういうものはしていくというふうなことになっています。ただ、作品を御覧になっていた

だくと、真ん中に少しこう、くぼんだ部分があって、あそことかは座っていただけるようになつらえにもなっているんですね。そういう意味では、触れ合ってもいただけるような作品でもあるということなので、あまりがんじがらめにしてしまうというのもどうなのかといふうになりますが、いずれ実際の展示開始までにはそういうものについては詰めていきたいなというふうに思ってございます。

それから、条例のその基準額ということなのですけれども、私もちよつとお昼休みに再度確認させていただいて、法律が求めるこの考え方として、料金を設定するに当たって基準となる枠組みを決めなさいというふうな言い方をしているんですね。ですので、ここではその基準額という言い方をさせていただいておるのですけれども、説明上、枠組みを決めて、枠を決めますので、結果的にそこが上限になるんですよということで御説明をさせていただいているということでございまして、他にスポーツ交流村ですとか、平成の森につきましても、基準額という考え方で設定をしてございますので、そこは御理解を賜りたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかにございますか。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なのですけれども、入場料、私も高くないかということで思っていたのですが、そこで伺いたいのは、ショートと、そうでないフルのやつなのですが、これ、45分のやつで入って途中で出た場合は払戻しがあるのか、それとも後払い制なのか、そのところを。展示内容によっては途中で、すごい映像とかだと気分があれして出るという、そういうことも一応想定はしなきやないと思いますので、そのところを事前に食堂の券売みたいに幾ら幾らと買って、そして利用するのか。

その点確認と、あと前議員もあれしたのですが、実はそのボルタンさんの作品なのですが、多分興味をいっぱいというか、持たれる方もいると思うので、例えばの話なのですけれども、この料金、12の中にもう一つ追加して、ボルタンさんのみ見られるという、そういうのももしかすると今後というか、状況を見て必要となるんじゃないかと思いますけれども、やはり現時点では、セットとしてという言い方は作品に対して失礼なのですけれども、全部を一体にして見せるというそういうことなのか、ボルタンさんのみということも今後検討できるのかどうか、確認をお願いしたいと思います。

あと、入場料で、私も前議員と同じように、ランニングコストが確保できるのかということをお聞きしようとしたら、約2,600万円で、それでこの料金設定の中でシーズン、オフシーズン合わせて、何ていうのですか、見込み数というか、想定すると、ちょうどその金額ぐらい

になるというそういう答弁、先ほどありました。

そこで、伺いたいのは、シーズンとオフシーズンのその人数設定、先ほどお聞きしたところ、約1割ちょっとぐらいの差しかないものですから、そのところは見積りとして厳しくないのか。ちなみに現在、先行オープンではないのですけれども、民設民営の商店街やっているのですが、その週末と平日の集客等を考えると、少し厳しいものがあるんじゃないかなと思いますが、その点、軽く確認させていただきます。

あと、この議案の14ページにある行商というのは、どういったことを想定しているのか。あと、興行ということの中身のこの具体的な想定。ただ、聞くところによると、この行商、興行は、指定管理者の自主営業としてする分ではなくて、町で許可してする分だということも聞きましたので、そのところをどのような形で、もし行商、興行がなされるスタイルのあらかじめのこの何でいうのですか、想定をお聞きしたいと思います。

あと、もう1点は、気仙沼のほうのこの施設では、何か館長がいるということなのですけれども、当町におけるこの伝承館の館長のような役職というのですか、頭みたいな方は想定しているのかどうか。その点確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） まず、1点目の入場料につきましては、途中退場したことによっての払戻しというのは考えてございません。

それから、アート作品のみを見るためのその料金設定をということなのですけれども、この施設の目的というのは、東日本大震災の伝承にあるというふうに思ってございますので、やはりここはトータル的に、ここを訪れていただくことによって東日本大震災ということに触れていただいて、またラーニングプログラムを経験することによって、自分事としてそれを捉えて、そして持ち帰っていただくという一連の流れの中にあるものというふうに理解してございますので、一定の部分のみというようなことも今のところは想定はしてございません。

3点目の部分については後ほど調整監のほうから答弁をしていただきます。

それから、その行商と興行ってどういうことですかということなのですけれども、一般的な概念として、行商というのは何らかのその小売に資するというような、行うような行為というふうに捉えられていると思いますし、興行というのは、いわゆる演芸やスポーツイベントなど、何かをすることによって収益を得るというような行為というふうに思われます。

一番最初に私、答弁させていただいたのですが、これらの行為を通して利益を上げるような行為となる部分については、当然に指定管理をする目的外のところでございますので、ここ

につきましては町長に許可を求めるということで、許可を得た場合には、先ほど出てまいりました別表2の料金体系の、後ほど納入をいただくというような流れになっていくということです。

それから、館長という考え方はあるのかということでございますが、当然、管理は指定管理者ということを考えてございますので、その中で役職として館長というのは考えられるのかなというふうには思っております。

○議長（三浦清人君）　震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君）　3点目の御質問なのですけれども、まずシーズン・オフシーズンという言い方をされていたのですけれども、恐らく前期・後期ということかと理解して答弁させていただきます。

前期、4月から9月、後期、10月から3月ということになっていますけれども、こちらは営業時間が1時間違いますので、その分で1日当たりの人数が少し減っているということなのですけれども、これはあくまで通常ベースのものをこれぐらいということで見込んでいまして、入館料金を試算するに当たりましては、ゴールデンウイークだとか夏休みだとか、あと3月の震災発生月だとか、そういったところに変数をちょっと掛けて全体の入館者数を試算して、入館料金の収入見込みを立ててございます。

○議長（三浦清人君）　ちょっと暫時休憩します。

午後1時23分　休憩

午後1時24分　再開

○議長（三浦清人君）　再開します。

企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君）　その料金の払戻しに関連しました、そのシアター内のプログラムの提供の仕方なのですが、1プログラム自体の時間帯がレギュラーと言われる部分が45分を想定してございまして、ショートというのが20分を想定していると、20分未満ということを想定しているということでございます。シアターというのは1つしかございませんので、この2つのプログラムを同時に提供するというのはまずないということになります。

ですので、順番としましてレギュラープログラムがあって、その後にショートプログラムがあってというふうに、1日の開館時間の中に、時間でいわゆる時間割をしていく这样一个の提供方法になります。当然に、そこは夏期と冬期とその利用時間が違いますので、そこで

も違いますし、当然にたくさんの方がおいでいただけるような休日につきましても、その時間の入替えというのが必要になってくるというふうに思います。

それで、実際においでになる皆様がどのプログラムを利用するかというのは、やはり事前にお知らせしていく必要があるというふうに思っていますので、プログラムの提供をする内容につきましては、いわゆる時間割として事前にお知らせをいただいて、今後、管理者との協議にもなっていくのですけれども、予約制を導入するとか、団体の皆様には特にそういったものが必要になってくるのかなというふうな今、想定をしているということでございます。

その上で、あらかじめ時間割を提供してのプログラムということになりますので、先ほども申しましたとおり、途中退場されるという場合があっても、今のところは料金の払戻しというのは想定していないということになります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そのショートとレギュラーに関しては大体分かったのですけれども、そこで今言ったような、課長の答弁があったような、それだと時間割がショート・ショート・レギュラーとか、レギュラー・ショート・レギュラー・ショート・ショート・ショートとかとなった場合に、今のお話を聞きますと、利用するラーニングのほうは、例えば思うに、一グループでその一コマを全部使ってしまうんじゃないいかというそういう思いが、思いというか、想定されると思うのですけれども、ところがその、今この疫病の中でも25人とか50人、半分以上入る場合は、5人のグループでもそれを1つ使ってしまうのと、あとはフリーで来てショートをお願いしたいという人は、一緒に見てもらうのでしょうかけれども、そういったところのあれを分かりやすくしないと、その日のショート・レギュラーの構成も日々違うようになるんじゃないかな。

ある程度やっていけば、最初はショートで、こう順番だよということになる、当初のその想定はやってみなきや分からぬといふことも分かるのですけれども、そうすることによって、やはりそれだと、ある程度、5人以上とか10人以上は、当日キャンセルがあってもいいから予約というか、連絡が欲しいとかと、そういうことでやる必要もあるんじやないかと思うのですが、その点の確認をお願いしたいと思います。

あと、ボルタンさんのみでの料金というのは、伝承が目的、そういう答弁だったのですけれども、もともとこの震災に関する、何ていうのですか、イメージのコラージュなりなんなりなのでしょうから、やはりそれも1つの伝承の目的というのですか、当初説明があったような、その震災の伝承のための入り口というか、コンセントレーションを高めるためのあれと

いうのだから、やはり地区を回って語り部の方たちの話を聞くのも何にも、このせっかくのボルタンの作品は、例えば有料の単独のあれでしても、私はかえってこの伝承館の利用に関していい方向になるんじゃないかと思うのですが、ただし、この作家の方がそういったことは許さないという、そういうあれが、縛りがあるのだったら別なのですがけれども、そのところをもう一度考えられるんじゃないかなと思いますが、この伝承目的にも当たるんじゃないかなと思いますので、そこを再度もう少し詳しく伺いたいと思います。

あと、このラーニングプログラムなのですけれども、現在、開館に向けて準備しているのでしょうかけれども、この使っていただくというか、利用していただくためにも、その内容的なものの充実というのが大切だと思います。

そこで、一番最初は、やはりつくるほうというか準備するほうも、いっぱい吟味というか、これだってするのでしょうかけれども、やはりリピーターといいますか、何度も利用してもらうためには、次回のこのプログラムの検討、この前こういうのが出されたので、次見ると、この案内するほうも次のバージョンというか、そしてラーニングできますよというようなことをうたっていくことが、伝承館をつくった意味の1つでもあるんじゃないかなと思いますので、そのプログラム関係に関してのこの準備というのは順調に進んでいるのか。その点の確認をお願いしたいと思います。

あと、行商と興行なのですけれども、例えば想定と聞いたのですが、行商ですので物売りということで、例えばそこでタコ焼きとか目玉焼きは売れるのか。あとは、興行ですと、答弁では演芸・スポーツとかって、ライブなんかもどうなのか。その点。

あと、もう1点、その有効利用に関してなのですけれども、私、確認したいのはシアターなのですけれども、これは指定管理に出すわけなのですが、当初の答弁で、貸し館をする施設ではないという、そういう答弁がありましたけれども、例えばこのシアターを夜間というか夜とか、閉館後に例えば5面だか6面、画面に出るらしいので、そういったところを映画の上映というのですか、何かそういったビジュアル系のあれで、町内のどういった方が使いたいとなった場合には、どういうことが想定されるのか。指定管理者との協議なのか、それとも町のほうの許可が要るのか。

使うという人があればの話のですけれども、そういったことも、せっかくのすばらしいというか、高価なシアター設備をより有効に使う必要もあるんじゃないかなと思います。そのためには、そうすることによって、伝承だけじゃなくて地域の方たちのコミュニケーションというか、そのコミュニティーの形成にも少なからず役立つんじゃないかなと思います。そういうた

ところを想定できるかどうか分からぬのですけれども、可能な限りの答弁をお願いしたいと思います。

あと、シーズン、何か、4月から9月と、10月から3月、あまり変わらないんじやないかというそういうことに関しては、答弁によりますと、ゴールデンウイークとか夏休みとかそういった集客がいっぱい望める部分の、ならしてのこの数字だということで分かりました。そのところを再度伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君）企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君）そのプログラムの提供の内容についてですが、議員おっしゃるとおりです。その時々、シーズン・シーズンによりまして、構成は様々変わってくることを想定を当然しています。ですので、レギュラーがあってショートがあってショートがあって、またレギュラーがあって、みたいなことは当然ありますし、午前中の時間帯、午後の時間帯であったりも当然あります。また、おいでになる皆さんも、年齢層であったり、団体であったり、その構成によってもやはり利用できる時間帯とかもありますから、そこはやはり先ほど時間割という言い方をしましたけれども、今後その提供に当たってはその辺が明確に分かるような仕組みをちゃんとつくって御案内をしていくというふうになろうかというふうに思っています。

その上で、先ほどもちょっと申したのですけれども、やはりおいでになる方々が年齢も様々ですし、特に団体になった場合には、もしかすると小学校の修学旅行、また教育旅行だったりとか、そういうことも当然想定されるわけですから、提供するラーニングのプログラムについても、やはりいろいろな内容というのは必要になってくるというふうに思います。

ですので、そこはやはりこの伝承館の中で、当町の伝承施設がほかの施設とのすみ分けとして力を入れていくという部分にもなりますので、そこはしっかりと取り組んでいきたいというふうに思ってございます。

今、現状といたしますと、震災を経験された町民の皆様のインタビュー、要するに素材となるものをいろいろと取材しているということでございますが、残念ながらコロナの影響もあって、なかなかちょっとその進み具合が若干ですが遅れているというのは否めないですけれども、そこは開館に間に合うようにしっかりとつくり込みをしていきたいというふうに考えてございます。

それから、その行商等の行為ということで、先ほどライブなんていう話もありましたけれども、貸し館をメインにしているのではないと言っているのは、要はその伝承をしていくとい

うことが最大の目的になるわけですから、やはりそれを推進していただけるような取組に対して全て駄目だと言うつもりはないのです。ですので、議員が御提案されているような、当然にこの施設の計画の中では、町民の皆さんみんなの広場にもなってほしいということもありますので、ぜひ積極的に関わっていただきたいという部分もございます。それで、そのシアター部分を活用して、そういった上映の機会を設けたいということは、当然に想定はされるというふうに思います。

ただ、一方で指定管理者において、自主事業というのも多分考えられるのだと思うのですけれども、そういった部分も当然に、かぶるとは言わないのでしょうけれども、同じようなことも多分想定はされてくるのだと思います。ですので、今後そういったところも見ながら、直接の許可は町にいただくようになりますので、事前に御相談をいただければというふうに思つてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体分かったのですけれども、そこで再度なのですが、先ほど課長の答弁にあったような教育旅行とかそういったところで、大きな人数を稼げればというか、そういう思いがあると思うのですけれども、そこで教育旅行で来た生徒・児童が全員受けるといふのは、確かにそうすればいいのでしょうかけれども、キャパが50ということで時間を分けると、彼らこれからしおさい通りができるといつても、散策して時間をあれするというのは難しいし、もしくはバスをルート何台かに分けて町内を散策してその順番という、そういうことも考えられるのでしょうかけれども、そこでそういった方策だと、かなり難しいと思います。

そこで、ちなみに修学旅行というのは、小学・中学、どうか分からないのですけれども、よくグループで、都会あたりだと東京タワーに行った、原宿に行ったというあれがあるので、そのグループでの行動の中に、この20分とかだと入れやすいんじゃないかなと思いますので、そういったグループ分けをして行動するような修学旅行のときには、ぜひこういったことで利用を促せば、例えば5人のグループだったら、それで25人だったら、5つのグループは確実にその体験をしてもらえるという、そういうことも可能だと思うのですけれども、そういったところも今後、いろいろPRというか、指定管理の方がなさるのでしょうけれども、助言なんなりすることによって、より有効な活用ができるんじゃないかなと思いますので、一言申し添えさせていただきます。

あとは、ラーニングの内容ということで、先ほど課長の答弁ですと、インタビューとかそういったやつを想定しているという、そういう答弁がありました。実は私、先々月あたりに震

災関係の岩手で撮られた映画を2本近く見たのですけれども、そういった中にも、そういった地元のインタビューの、今現在とその当時とかという、そういったやつがありましたので、ラーニングプログラムに行き詰まるということはないのでしょうかけれども、私はそういった震災関係の映画も、どういった折か分からぬのですけれども、より有効に著作権等が絡むかもしれませんのですけれども、やっていく必要も出てくるんじゃないかと思います。そういう点はどのように考えるのか。

そして、あとシアターの夜間利用とかなのですけれども、それは例えば町の補助金でする集客事業なんかの一環として、そういったところを使いたいという場合は可能なのかどうか。例えば生涯学習センターでもできるのでしょうかけれども、そのすばらしい映像施設の中で利用するというのも考えられないこともないので、そういった使用ができるのかどうか確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君）企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君）利用者の形態はやはり様々だと思います。議員がおっしゃるようなところも当然に想定はされるというふうに思いますので、そこは今後のその指定管理者が決まりましたらば、実際の運用の中で詰めていかなければならないという部分になると思います。

確かに大きな団体さんでおいでになったときに、1回で、シアターを利用するとなった場合に入れる上限があるわけですから、そこはやはり2つのプログラムを利用していただくというふうなことは当然にあると思います。そういう意味では、先ほども申しましたが、周辺を散策いただくとか、当然そこも想定はしていかないでし、ただ見てくださいというわけにも当然いかないので、そういった部分についてもこちらも情報提供というのはしっかりしていかないかなというふうに思っています。

いずれにしても、ぜひ利用していただけるような施設運営ができるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。そういった意味では、ラーニングプログラムも当然そういうふうに思いますし、先ほど岩手県の例もございましたが、基本的にはただラーニングスペースというものは映像を流して御覧いただくだけのスペースではないというので、そこでいろいろなことをしていただいたり、体験していただいたり、また自分でそこから何かを学んでいただいて感じていただくようなしつらえをしていくというふうになりますので、そういったところも今後充実をさせていきますし、先ほども申しましたとおり、リピートされる方もいらっしゃるでしょうから、様々なパターンが用意できるように取り組んでまいりたいとい

うふうには考えてございます。

それから、そのシアター部分についての利用についてということなのですけれども、先ほども申しましたとおり、その映画の上映とかの想定はされるのかというような御質問でございましたが、当然に想定はされると思います。ただし、何でもいいかということについては、何度も申しますが、そうではないというふうに考えてございますので、例えばそれを町の補助金を活用した事業を展開したいということであれば、それがその目的にかなっているのであれば、それ自体を拒むものではないと思います。ただ、必ずOKですという話ではないのですけれども、ぜひその震災を伝承するということにも町民の皆さんには関わっていただきたいというふうに思ってはございますので、そういう面でいろいろあれば当然、管理者となる方等も含めて調整をさせていただければなというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） では、簡明に3点ほどお伺いします。

議案書11ページには、第3条、施設という部分がありますけれども、ギャラリーとシアターしか入っておりません。バックヤード等はここに規定する必要がないのかどうかお伺いします。

それから、下のほうに行きますと、第6条で開館時間について規定されております。3月と4月の間にラインが引いてあるのですけれども、3月11日のことを想定したら、3月の利用客というのは多いのかなと思いますので、2月と3月の間にラインを引いて、4時まで、5時までと分けたほうがいいのではないかなと考えますが、そのあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

それから、第13条では、入場料の減免ということについて触れられております。町民割引はありません。ただ、町内の小中学生等がここで学習したいという場合には減免があってしかるべきなのではないかなというふうに思いますですが、それは今の時点では特に考えていないということでおよろしいのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） まず、施設に関連ございますが、当然に施設全体には機械室やそのバックヤード、倉庫等もございますので、ありますが、ここはシアターに、要するに訪れていただいた方々に使っていただく施設として明確に規定をする必要がある部分、決まり事として定める必要がある部分ということで、1号から5号までについて記載をさせていただけてございますので、御理解を賜ればというふうに思います。

それから、利用時間、利用期間といいますか、4月・9月、10月・3月のくくりを、3月を考慮してということなのですが、一応こちらもいろいろ設定の段階で検討はさせていただきました。いろいろ施設の維持管理も当然考える必要があるので、その辺も考慮させていただいて二区分というふうにさせていただきました。第6条のただし書にはなるのですが、いずれその指定管理をされる方が承認を得て変更することができるというふうにもう規定をしてございますので、例えばやはり3月の11日という日に当たって、周辺を含めまして一定の開館時間の延長をしたいとかという申出があれば、そこは当然に検討をしていくことが可能というふうに考えてございますので、条例の規定としてはこれで進めさせていただきたいというふうに感じてございます。

それから、第13条の入場料の減免でございます。確かにおっしゃるとおり、町民による減免規定はないということになってございます。一義的には、1号で町の機関が利用する場合に10割ということになってございますので、例えば町内の小中学校などで活用する場合であれば、町の施設ということですので、教育委員会とかタイアップしていくとか、当然想定はできますし、あとは先ほどと同じなわけですけれども、第5号で一番最後のほうに、町長が承認する場合は指定管理者が定める割合ということもありますので、ここでは明確に、やはりこの方についてはこれだというふうなところについては規定をさせていただいて、その後、やはり運用上柔軟に対応させる部分というのは当然必要になってくるというふうに思ってございますので、条例上の規定としてはこういうしつらえをさせていただいたというところでございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 2点目、3点目について、その条例上、立てつけ上、はっきりしておいたほうがいい部分と、特別な理由がある場合は町長の許可があれば自由ですよという部分と両方あるというのが、運営していく、運用していく上では逆に理にかなっているのだろうと思います。条例で決めてしまうと、それじゃあ実際に現場でもうちょっと違う方法がいいよねとなったら、条例改正の手続が必要になるので議会にかけなきやいけないということになると思いますので、そこについては一定程度の理解ができるかなというふうに思います。

1点目なのですけれども、その決まり事が必要な部分、実際に不特定多数の方がいっぱい訪れる部分については、しっかりここは伝承館の施設なのでこういうルールに従ってくださいという意味で条例に規定する必要があるということで、それ以外の部分は必要ないだろうということの認識のようです。であれば、以前に伝承施設を含めた道の駅のイメージ図を何度

か見させていただいて、L字の大きいやつですね、あれに展望台部分があったと思うのです。そこは規定しなくていいのでしょうか。

それで、後半の部分、2点目と3点目の部分ですけれども、開館時間に関しては柔軟に対応できるということであれば、現在、震災復興祈念公園の夜、ライトアップされて非常にインスタ映えするということで訪れていただく方も多いのかなと思っておりますので、場合によっては夜間営業、夜間にもラーニングプログラムを提供するということも考えられるのかなということは、条例のしらえとしては先ほど言ったとおりですけれども、企画課もしくはその設置者としては、そういったことも考えているのかどうか、そこだけお伺いしたいなというふうに思います。

2件、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） そうですね、展望スペースというのも確かにございます。こちらのスペースはこの場を利用して何かを提供していくという場では当然ないんですね。ですので、考え方としては施設に付随した機能して展望があるというふうにお考えをいただいて、後でそこから祈念公園のほうも見られるわけですし、全体としてそこは御利用いただくということになりますので、改めての規定はしていないというところでございます。

それから、震災伝承館の基本計画の段階では、当然に夜間営業も想定したものになってございました。具体的にもう8時ぐらいまで営業ということだったんですね。当然に夜間のほう、例えば中橋であってもライトアップされて夜はとてもきれいな状況にあるということなので、当然に検討する際には夜間の分についても検討させていただきました。

ただし、条例で規定する以上、ここに規定すればそのとおり進めないといけないというのは基本的な話なんですね。そうしますと、毎日8時9時までずっと開館をせざるを得ないという状況を考えたときに、そこにはやはりどうしても維持管理という部分の観点も必要になってくるかと思いますので、総合的に検討して、一旦は夕方の時間帯で切りをつけさせていただくということにさせていただいて、先ほどの答弁となります、運用上において必要な場合については柔軟な対応を図っていくというような考え方がいいだろうという結論に至りました、こういった規定にしているということでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 展望施設に関しては、例えば語り部さんがここで祈念公園を指さしな

がら、あの高さまで波が来たんですよとか、またパネルを設置したり、今そこで学びの場を提供するものではないということが想定されていますけれども、行く行くは想定されるんじゃないかなと私なんかは思うのです。津波の高さがここまでですよとか、ここから見えるあそこまでが浸水域ですよとか、展望を逆に有効に使っていただいたほうがいいと思うのです。なので、この先の話になってくるかなと思いますが、展望台に関しては少し私は何かを提供する場ではないという認識でいるのであれば、違和感を感じるよということは提示させていただいておいたほうがいいかなと思います。むしろ中も含めて、外も含めて、ぜひ上がってほしい部分でもあるのかなというふうに思いますので、そこに関しては疑問符がつなぐというふうな印象を持っております。

それで、その2件目につきましても、夜間について条例で規定しない方が今のところはよさそうだということですが、先ほどその収支について様々質疑がありましたので、当然長く営業して長くいっぱいお客様が来れば収益が上がるわけですから、まあ経費もかかりますけれどもね。

もう一つは、町内の観光産業からすれば、泊まるお客様が少なくて困っているわけですよ。という意味で言えば、5時に閉まって、あとはその日のうちに帰りくださいという施設にするよりも、夜中までやる必要はないと思っているのですけれども、夜間のある程度遅い時間まで宿泊客への対応も含めて考えてあげたほうが、町内の観光業としては盛り上がるのではないかかなというふうには思いますので、条例で規定せよという意見ではありませんが、そこは十分に今後を考えていっていただく必要があると、そういう側面からもあるのではないかというふうに思いますが、最後、どのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 当然おっしゃるようなことは想定されると思います。今回はこの施設につきましては、今建設中ということもありまして、当然それから指定管理という考え方を導入していくんですね。今までとはちょっと違うというのが、まさに、既にある施設について運営を効率化を目的に指定管理を導入していくというパターンとはちょっと違いまして、これからつくる施設について、より効率的に営業をしていくためにそういったしつらえをしていくことになりますので、正直言いまして、私どもも初めての取組ということになるということでございます。

ですので、当然今想定していない部分というのは発生せざるを得ないこともあるでしょうし、今後、おっしゃるとおり、経済面を考えての波及効果というのは、ここを起点に大

きく期待をしたいという部分も当然ありますので、そういったところは今後、十分意を用いて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君）ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対し反対討論の発言を許します。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君）私は、議案第2号については、町民のための条例になつてないのではないかと思います。それは入場料にもうかがえます。社会福祉事業施設が利用する場合と知的・精神障害者手帳保持者及び介護者は5割となっております。町民が何回も行く施設ではないと感じます。町民全てが無料もしくは5割とすべきではないでしょうか。入場料が高く観光客目線にだけなっている懸念があり、道の駅といいながらも町民が集える施設にもなつていません。また、経済効果も薄いと思っております。

また、指定管理となると、相当の管理料もかかりますので、この案については反対といたします。

○議長（三浦清人君）次に、賛成討論の発言を許します。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君）それでは、賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

指定管理に出す、それから入場料のお話で反対討論と、反対の意見ということもありましたけれども、施設そのものに入る場合に、有料で入らなければいけない施設、部分というのは、非常に限定的です。伝承館を含めて道の駅の建屋、それから駐車場の部分、さんさん商店街の部分、ほとんどの部分は広くどなたでも利用できると、散策できる、活用できるという施設であるというふうに考えますので、その1点をもって町民のための施設にはなつていないというのは、やや早計なのかなという印象を私は持ちます。

これをしかるべき町の直轄で全て管理することではなくて、民間のノウハウを入れて指定管理によって有効活用して、ここを起点に町内にぎわいをつくっていく、そして震災の伝承を決して忘れず、震災のことを忘れずに、震災後、様々、世界各国からの支援を受けてここまで来た我々ですから、ここまで経験をこの場を通して逆に世界の皆さんに発信していくということこそが、今後必要な部分であろうというふうに思いますので、そのための条例としては過不足なく十分なものであるというふうに考えますので、私は賛成とさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君）ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（三浦清人君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 南三陸町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第3号南三陸町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第3号南三陸町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、住民の方々の負担軽減、利便性の向上を図るべく行政手続における署名・押印の義務づけを廃止することとし、各関係条例を改正するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、議案第3号南三陸町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制定について、細部を説明させていただきます。

議案書は15ページ、16ページでございます。議案関係参考資料は6ページから9ページに新旧対照表を載せてございますので、御覧いただきたいと思います。

本議案につきましては、デジタル化の推進、新型コロナウイルス感染症対策として、国において先行して取り組んでおります行政手続における押印・署名の義務づけの見直しについて、当町についても住民負担の軽減、利便性の向上を図るために、押印・署名の義務づけについての廃止を行うものであります。

見直しに当たっては、手続を求めている216の条例等について、押印・署名を求める合理性の有無、それから代替手段の有無を判断基準といたしまして、押印を求めている行政手続の数697件中647件を、署名を求める行政手続13件中9件について廃止をすることといたしまして、このうち条例に定めのあるものの手続4つについて、本議案でその全てを廃止するとい

うものでございます。

それでは、16ページを御覧ください。

まず、第1条、南三陸町固定資産評価審査委員会条例においては、審査申出書への審査申出人の押印を廃止、口述書への提出者の署名・押印を、第2条において、南三陸町町営住宅条例では、連帯保証人の請書への署名を、第3条、南三陸町給水条例では、給水装置所有者代理人等届出の連署を、第4条、南三陸町定住促進住宅条例では、連帯保証人の請書への署名の廃止というのを行うものでございます。

条例の施行日は令和3年7月1日といたしまして、今後はホームページの活用やメールの申請等、デジタル化の推進を図るとともに、今後、人事や契約などの今度は内部の手続についても見直しを進めてまいりたいと考えてございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1件だけお伺いします。

ここに出てくる2条、3条、4条の中に、連署から連名によるということになっていますけれども、そうした場合、連署でないので、代理でも構わないのか。連名ということは代理の申出で構わないのか、その辺を確認いたします。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。再開は2時25分といたします。

午後2時04分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開をいたします。

議案第3号の質疑に入ります。

答弁から。企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、お答えをさせていただきます。

今回、手続のその内容といたしまして、署名を改めるということでございまして、自署から記名になるということでございます。自分で書くことから名前を記していただくということに手続を変えていくということが基本になってございます。それで、例えば今後の推進として、デジタル化というのを当然考えていく、例えばメールによる手続とかになるわけですね。すると、名を記していただくということになりますので、その御質問の代理という考え方には

ついて、今ここで直接的に言及するものではないのですけれども、今後は自署、自分で書いていないと駄目だということではなくて、名を記していただくことによって手続を進めさせていただくという方向に変わっていくというふうに御理解をいただければというふうに思います。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　ここから読み取られることは、連署って、署名から連名に改めるということなのですけれども、パソコンも可能であるとすれば、その本人でなくても家族、誰からかパソコンで作ったものを出すということも、見えない部分でのことですから可能になるのかなという解釈になるわけですけれども、それでも構わないということの認識でよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君）　企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君）　手続としては、今言ったように、署名から記名に変わっていくということになります。それで、出された書類に対して本人の真偽性といいますけれども、まさしく本人から届けたのかということは、別なものでそれを担保していく必要性があるのです。だから、署名があるから確実にそうだという判断ではなくなっていくということになるんですね。手続に当たりまして、その入り口として、自署がなければその手続として受け取れないよということは改めさせていただくということになります。

今議員の御質問されている内容を、ここでそれがどうということにちょっとなかなか言及しかねるものでありますけれども、出された書類に対して、その内容については当然に確認というのは今後も必要になってくるというふうになります。

○議長（三浦清人君）　ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君）　なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8　議案第4号　南三陸町子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君）　日程第8、議案第4号南三陸町子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤　仁君）　ただいま上程されました議案第4号南三陸町子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、各種医療費助成の受給資格登録に係る更新申請手続について見直したいため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君）　担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君）　それでは、議案第4号南三陸町子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、細部説明をさせていただきます。

議案書18ページを御覧ください。

上程いたしました今条例は、第1条の子ども医療費助成、第2条の障害者医療費助成、第3条の母子・父子家庭医療費助成の受給者の登録更新手続について、町が所得など要件判定を事前に行うことができ、受給者証の有効期限から引き続き受給資格を有すると認められる場合は、登録申請を必要とせず更新の登録を町が自動的に行うことができるよう、条例改正を行います。

それでは、条例の改正について具体的に御説明いたします。議案参考資料10ページを御覧ください。

南三陸町子ども医療費の助成に関する条例につきましては、第5条第3項の全文を改め、第4項に準用規定を追加、第5項では条項間の整合を図る文言を改正し、第6条では、更新申請書に関する文言を削ります。

次ページ、11ページを御覧ください。

第7条では、申請書に関する文言を受給者証に改めます。

12ページには、南三陸町障害者医療費の助成に関する条例の新旧対照表、14ページには、南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の新旧対照表がありますが、改正部分は今御説明いたしました、子ども医療費の助成に関する条例とほぼ同様の改正でありますので、重ねての説明は省略させていただきます。

いずれの医療費助成におきましても、この条例改正案により医療費受給者証の更新手続によ

る受給者等の負担軽減が図られるものであります。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 確認なのですけれども、今回この改正になって、更新が簡単というか、スムーズ、今までと違つて楽に、楽というんですか、どう表現すればいいのか分からぬのですけれども、ということの改正だということは分かりました。

そこで、今回この改正に至ったのは、普通だとよく上位法が変わったとか、そういったことがあるのですけれども、今回このような事案が、上の上位法からあって変わったのかどうか確認1点と、あともう1点、ちょっとこの単項のあれで関連で伺えればと思うのですけれども、これは議長の判断によるのですが、実はこういった医療費とか、その後の父子・母子家庭の関連で、さきの一般質問でヤングケアラーの質問が出たのですけれども、その質問の中で、当町では該当するような事案があるのかないのかということが、さきの一般質問で明確じゃなかったみたいでしたので、そこでその確認だけお願ひしたいのと、あともう1点は、昨今の医療費に、これは当たらないのでしょうかけれども、子供たちの生理用品の何かこの困難を極めているという、そういう世の中の何か流れもあるみたいですが、当町においてはそういうことは起きていないのかどうか。その点、関連になるのですが、併せて伺えればと思います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） それでは、1点目の件について私のほうから。

今回なぜこういった改正を行うのかという部分につきましては、1つは、その所得把握とかそういうしたものについて、自治体が行える部分が広くなりますし、それから毎回申請いただく際には同意書を頂いて、その所得の確認なりを行っております。それにつきましても、毎回確認、同意をいただかなくても、一度同意を得れば引き続きその権限でもって所得調査ができるというところでもって、毎回の更新時に申請が要らないのではないかという判断が1つ。

それから、近隣の市町村でもう既にそういったことで改正がなされているというところでありますて、当町の受給者におきましても、利便向上のためにもそういった手続にいったほうがよろしいのではないかというところでやりました。

それから、さらにマイナンバー制度の利用によりまして、マイナンバーを申請時に記載いた

だければ、そういう転入者についても所得把握が容易にできるというようなこともありますので、今般、改正に至ったというものです。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大森隆市君） ヤングケアラーの件ですけれども、最近、最近というか、もう数十年前から子供の貧困についてはいろいろな面で報道で取り上げられていますけれども、ヤングケアラーといった言葉は、たしか2020年の3月あたりから、厚生労働省から出てきている。要は、自分の時間を持てないとか、学校に行けないとか、そういう子供たちが現実にいるんだということで、意識調査をされております。その中で一番、そのいろいろ項目があるのですけれども、子供本人に日頃の兄弟の世話とか、例えば介護の必要なおじいさん、おばあさんの世話とか、そういういた意識がそのヤングケアラーという認識ではなくて、当たり前のものだと思っているというような認識でおられますので、最近取り上げられていますけれども、どちらかというと、まだその程度のレベルの話であって、現実、うちの町にいるかどうかという話については、これは調査はされておりませんので、判断がまずいろいろ必要なのと、調査をしようにもなかなか、デリケートな話であったり、どこまで調査ができるのかということもありますので、そこは今後、国とか県の考え方沿いながら、そういう調査が必要であればやっていきたいというふうには思います。

それから、生理用品の件ですけれども、今のところそういうお話を当町においては出しているというところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今回のこの改正は、近隣の自治体でも進んでいるということと、あと今後のことという、そこで再度伺いたいのは、今回のこういった措置でまだその手続が面倒と言ったらおかしいですけれども、ある程度煩雑な助成等の更新は、別な分野でもだんだん生かされてくるのかどうか、その点確認をお願いしたいと思います。

あと、関連で伺いましたヤングケアラーに関しては、やはり調査をする必要があるのかないのか再度確認と、そうした中でもし該当になるようでしたら、救済措置なり対応の準備等をする必要があるんじゃないかと思いますが、その点確認をお願いしたいと思います。

あと、生理用品に関しては、やはりしかるべき調査をする必要があると思うのですけれども、それは何かの折にする考えはないのかどうか伺って終わりとします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 今回この改正を行う部分につきましては、煩雑だからというよ

うな理由ではございませんで、所得把握が既にできる状態にあるというところをもって、この手続は利用しなくてもいいのではないかという判断に立ったものであります。それで、既に保険証であるとかそういったものにつきましては、有効期限を迎える前に新たなものを送付するというような処理に変わっておりますので、これよりも省略する申請などがあるかという分については、これで終わりではないかなと思っております。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大森隆市君） ヤングケアラーの調査についてですけれども、ヤングケアラーの調査という前に、これはどこの自治体でもそうなのですが、貧困層の子供の調査というものは、調査というかケースについて、これは教育委員会であるとか、保健福祉事務所であるとか、児童相談所であるとか、保育所であるとか、そういったところで要対協という協議会を組んでおりますので、その中で深刻なケースについては一つ一つ潰していくという形でしっかり調査をしておりますので、その中にヤングケアラーという存在がいるということが、これから調査の一環として含まれていくのではないかということで、いずれこれは各関係機関が共同で洗い出していくというような話になるのですけれども、そこまで深刻なことなのかどうかということを本人が分かっていない以上、これは大人の目線で保護者と話合いながら、いろんなケースがあると思いますので、そこはしっかりとアンテナを張って、これは確認をしていきたいというふうに思います。

あと、生理用品については、これはニーズがもしあれば、それはそれで対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私もこの母子・父子家庭ですか、その中でもヤングケアラーということで一般質問でも同様な質問をしましたが、そのときの課長の説明ですと、母子・父子家庭が109世帯みたいな形で話を聞いた記憶をしていますが、今様々な病気があつて、課長の話ですと、それが子供自体が分かっていないというような、これが当たり前の我が家の生活スタイルだというような感じで捉える子供たちも私はいると思います。高校生、何でもできるから取りあえず家庭で親たちがもらっているお金で何とか食事を作ったり物を買ったりというのがあると思うのですけれども、だからそういったことをしている子供たちの状況を町のほうで把握する、あとは学校のほうで把握する、これは私は絶対必要だと思います。

昨今、自殺する子供たちがコロナ禍の中で過去最高になったといふ現実、あります。コロナもあるし、取りあえずそういういろいろな今の社会情勢がこれをつくり出しているの

であって、その家庭、学校、行政、その辺はやはりそういった子供たちの面倒、状況を見ていくということは、私はやはり必要だと思います。

課長が先ほど学校のほうでもそういったのを注視して見ていっているんだと、そしてそういったことをあるかどうかということを検討会とか情報とか、PTAの情報の中でやっていると言っていますが、事が起こってからでは私は遅いと思います。その前にちっちゃい芽を摘むことが、行政とか教育委員会、そっちの役目だと思いますが、もう1回この問題について、もう一度答弁お願いします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大森隆市君） 議員おっしゃるとおり、とても重要な内容であるというふうには思います。しかしながら、ヤングケアラーが突然降って湧いたように名前が出てきたわけではなくて、根底にあるのは子供の人権であるとか、子供の貧困であるとか、そういったことですから、家庭環境の問題、いろんな問題が重なっています。それで、この言葉が出てくる以前から、これは関係機関、いろんなケースに対応できるように情報をやり取りして、それを未然に防いだり、あとはそういった起こってしまったケースをどのように再発させないようにするとか、そういった努力を常日頃からやっておりますので、その中にヤングケアラーという存在がクローズアップされてきたということでございますので、そういった状況も踏まえながら、今後さらに対応していくという話になると思います。

○議長（三浦清人君） 4番ね、この議案は子供の医療費の助成に関する条例ということで、そこをうまく関連性を持っているような質問をしていただければ非常にいいのです。直球でそのヤングケアラーとなってくると、関連性がどこにあるんだということになってしまうので、そこを上手にやってください。千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 母子・父子家庭というのは、やはり幾ら国からの補助が出ていたにしても、やはり生活ってやはり大変だと思うのです。そして、親が病気になったりとかしたときに、やはりそういった事案が発生するのだと、そういったふうに私は捉えています。やはり日本の子供たち、全国で少子化の中でいます。そういった中で、やはり南三陸町もしかりですが、全国の国民もやはり子供たちを守っていくためにどうするかということで、その一環が今回の医療費の助成につながっているんだと思います。

今、生活の多様化の中でいろんな問題が発生しています。そういったことから、この制度というのは国としてやはり子育て環境、あとは厳しい中の環境の中で、こういった補助することで幾らでもそういう母子・父子家庭の中での手助けに私はなると思います。

あと、ヤングケアラーに戻れば、今の保健福祉課長の説明、あらゆる面でそれを把握していると。だから、そういった面も今の課長の話ですと、いろいろアンテナを伸ばしてそういう子供たちが生まれないようにというような形のことを話していましたので、今の話でちょっと私も、南三陸町はそういうことにならないように、そして母子・父子家庭を医療費の助成金、それで守っていくと。医療費3割負担といつても、結構厳しい家庭にはなかなか苦しいものが私はあると思いますので、その辺、今回の制度、よいことだと、当然のことだと思います。終わります。

○議長（三浦清人君）ほかにありますか。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君）なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 南三陸町復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例及び南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君）日程第9、議案第5号南三陸町復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例及び南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君）ただいま上程されました議案第5号南三陸町復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例及び南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、復興庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に対応し、課税免除の適用期限を延

長等すべく、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） それでは、議案第5号について、細部説明させていただきます。議案書20ページを御覧ください。

上程いたしました今条例は、町長説明のとおり、復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行により、条例の根拠となる法律、東日本大震災復興特別区域法が改正され、また令和3年総務省令第32号により、条例に關係する省令に改正があったことから、2つの課税免除の条例について適用期限等を定めた条項の改正を行う必要が生じたため、改正条例を制定するものであります。

それでは、条例の改正について具体的に御説明いたします。議案関係参考資料16ページを御覧ください。

南三陸町復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例について、まず条例の名称を「南三陸町特定復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例」と改めます。さらに、条例中の「復興産業集積区域」を「特別復興産業集積区域」といたします。

また、関係する省令の改正により、対象事業者の指定期限が延長されたため、第2条中の事業者が対象施設を取得した場合の適用期限を「平成33年3月31日」から「令和6年3月31日」に延長するものです。

18ページを御覧ください。

南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例につきましては、関係する省令の改正により、対象となる基本計画の同意の期限が延長されたことから、第2条第3号中の課税免除の条件となる基本計画の同意日の期限を「令和3年3月31日」から「令和5年3月31日」に延長するものであります。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1条なのですけれども、産業集積区域、これ、免除の延長ということなのですけれども、現在、何件ぐらい該当していて、そして固定資産税、幾らぐらい免除、たしか5,000万

円弱と聞いていたのですけれども、もう少し詳しく伺いたいと思います。なお、その免除になった分の固定資産税は国のあれなのか、それとも町で免除になった分を負担しなきやいけないのか、その点の確認もお願いしたいと思います。

あと、もう1点は、第2条の地域経済牽引事業促進のこの事業なのですけれども、何か手を挙げている方が5件弱あるということと聞いてはいたのですけれども、ただ、実際の事業としてまだ手がついていないということも聞いていましたが、その牽引事業に関してどのような形で当局は促進というのですか、なるべく進めるような形という、そういう働きかけはあるのかないのか、その点だけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 実績でいきますと、令和2年度では19事業者に対しまして4,753万1,000円、課税免除になっております。その前の年は21件で5,918万4,100円課税免除となっております。それで、この課税免除になった税額がどういった形で補填されるのかという分については、特別交付税とかそういったもので全額補填されるというところでありますので、この課税免除の分について減収になるという分はなくて、別な形で収入は得られるというところになります。

それから、第2条の地域経済牽引事業の課税免除、これについては実績が実はないのですけれども、ほぼ対象事業につきましては、復興産業集積区域内の課税免除とほぼ同じようなメニューがありまして、同じ事業者が選択する場合に、同じ資産を取得した場合については、この集積区域の課税免除が5年受けられるというところであります、それで片や地域経済牽引事業については3年というところであります、有利なほうの集積区域のほうの課税免除を選択して申請しているというような現状があるようです。

ただ、今後、今条例改正の中で期限の改正がありました、その期限については、実は地域経済牽引事業のほうの課税免除のほうが後まで利用できるというところでありますので、今後、利用される分が出てくるのではないかなどと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 課長の説明で大体分かったのですけれども、そこでちょっとした疑問がありまして、昨年は21件で今年度19件、その減った要因というか、そこをお分かりでしたら。あと、たしか課長の最初の説明で、1条は復興庁のあれなのですけれども、それで2条のほうは総務省みたいな話を、ちょっと急いで聞いたので、そのところの違いによってやはりその、何ていうのですか、産業集積と地域経済牽引の違いというのがあるのかどうか、その

点のその辺分からない。要は、同じような減免ということでいいのかどうか、その点確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） どちらも実は復興庁に関する事業というところになっておりまして、このほかにもいろんなメニューがありまして、この優遇課税の点に触れているのが、代表的なのはこの2つになっておりまして、当町ではこれに関する条例を制定して課税免除を行っているというところであります。

それがそれに派生して出てきて、それぞれの今、復興産業集積区域内の期限などについては、その省令の中でさらに規定して、それで別な条項では地域経済牽引事業について触れているというところであります。そういった省令によってちょっと日にちのほうの改正がなされているというところであります。

それで、法律の改正では、東日本大震災の特別区域法、こちらのほうで条例名が変わったような、その特別というところがついたのは、この法律が変わって実は、区域が宮城県内の全域で指定されていたものが沿岸部だけに絞られてなったというところで、こういった名称が違ってきております。ただし、南三陸町においては、改正前と後では変わっておりませんので、引き続き課税免除が受けられるというものであります。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 今、ちょっと前者の質問の中で、分かりかけたのだけれども、その1条が用語の改正、課長はさっきから「特別」と言っているけれども、「特定」なんだよね、「特定」ね。その特定のその意味というか、何で特定になったのか。今日ちらっと何か言ったような感じもあるのだけれども、同じ集積区域においても違うところがあるのかどうか。それを指しているのかどうか、この特定というのは。その辺説明してもらいたい。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 失礼しました。さっきの答弁では、「特別」と言いましたが、「特定」が正しいということで訂正させていただきます。それで、実際には県内32市町村の全域に網がかかっていたのが今回、沿岸部だけが指定されて、それで特定という名称を変えて色分けしたというような内容になっておりまして、この期限延長になっているのは特定の部分のみというところですので、他の市町村、沿岸部以外の市町村については延長がないというような内容であります。

それから、1点、件数が減った点、答弁漏れました。これにつきましては、課税免除が取得

してから5年間受けられるというところでありますので、それぞれ取得、平成25年から始まっています。ですから、5年経過して受けられなくなったものがあったりすれば、その分は減るというところであります。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　そうすると、当町ではこの外れるところはないね。全て入るのね。

○議長（三浦清人君）　ほかに。（「なし」の声あり）

なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君）　なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10　議案第6号　南三陸町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君）　日程第10、議案第6号南三陸町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤　仁君）　ただいま上程されました議案第6号南三陸町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、関係する国土交通省令の一部改正を受け、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）　議案第6号南三陸町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についての細部説明をさせていただきます。

前提といたしまして、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に係る法律、俗に言いますバリアフリー法と言われるものでございますが、その改正に伴いまして関係省令の名称等が変更になったことに伴いまして、条例を改正するというものでございます。

議案書の23ページをお開きください。

具体には、第4条中の省令の名称が変更となるということでございまして、今まででは「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」となってございましたが、新たに「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」というふうに変わったものでございます。

議案参考資料の19ページには、新旧対照表を添付をさせていただいてございます。

以上、簡単でございますが、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点お伺いします。この変更になった旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供とあります。この内容の説明をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 省令の改正といたしましては、今までなかったエレベーター・エスカレーター・階段等に関する細かい寸法等が新たにバリアフリー法の改正に基づき、省令のほうでも新たに定められたというのが大きな点でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） これは町道に該当するものだと理解しますけれども、今後、町道でない、例えば例を申し上げますと枠沢団地、あそこはたしか町道になっていないと思われますけれども、団地の中ですね。今後の見通しとしては、団地の、枠沢団地からどのような町道認定が上がっているのか、上がっていなかののか、今後の相談があったのか、その辺。なぜかというと、こういうふうなバリアフリーとかする場合の対応、それが町道でないと設置できない、そういう場面になってくるので、そういうことをお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 枠沢団地、今、みねはた団地ということで、愛称といいますか、名称になっているのでございますが、「いやいや、みねはた団地でない。枠沢」の声あり）防集団地ではない。（「ではなく、防集団地は町道になっています」の声あり）要するにあれですか、枠沢住宅の話でしょうか。（「はい」の声あり）枠沢住宅ですか。（「いや、枠沢住宅でなくて」の声あり）

○議長（三浦清人君） 多分ほら、枠沢は阿部伊組さんが造成したことだと思うんだ。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、理解いたしました。ファミリーマート裏の団地ということでございますが、町道指定の何でいうのでしょうか、手続等が今、民間の所有ということになっておりまして、数年来、その辺のやり取りといいますか、協議をさせていただいて

おりますが、今まだ実現に至っていないということでございますので、今後またさらにその辺は協議等を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） あの住宅にいる人たちの声として、非常に今後の維持管理にも影響を及ぼすので、その辺の相談が来ているとすれば、今後の対応、めどとしてあるのか。いつ頃までにというか、そういう話合いはなされていないのか。今後、町道に編入する考えがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 町道にすべく動きはあったようでございますが、現在ちょっとまだかかる、現実に至っていないというところがございまして、また今後、その辺につきましては継続的に詰めさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。この今回、バリアフリー法ということでお移動円滑化のために必要な道路の構造が変わるということなのですけれども、このことによって、例えば高齢者・障害者、よくデイサービスとかに行くのですけれども、そういった行くときに、その通る道路が凸凹だったときに、ある程度優先的にならしてもらえるのかどうか。その点確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 道路に不具合があった場合につきましては、省令の改正等にかかわらず、適宜、パトロール等で発見すれば、当然ながら率先してやりますし、あと住民の方からそういった通報等を受ければ、町道というくくりであれば、そういった対応は早急にさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 常日頃のそういった対応は分かるのですけれども、今回この条例が改正になることによって、よりこの直していただけるあれば、何ていうのですか、優先順位が上がるのかどうか。その点、再度確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） どちらかといいますと、先ほどもちょっとその主な点ということでお話をさせていただきましたが、大きく変わったのは、そのエレベーター・エスカレーターと階段ということで、あまりちょっとこれ、実状、南三陸町には大きく影響がないと。あと

は、その細部につきましては、文言がちょっと若干変わっているというような内容でございまして、表現がよろしくないかもしれません、あまりちょっと当町には改正に伴って変更になる部分というのは大きくないのかなというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 課長の説明である程度分かりました。ただ、この条例の名前自体が、町道の構造の技術的基準等を定めるということにあるので、やはりこの条例をうたっている、それでも今回の改正に関しては、道路のほうに関してはあまり該当というか、影響がないという、そういう捉え方をさせていただいてよろしいのかどうかだけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） はい、大きく変更はございません。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第7号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。町長。

○町長（佐藤仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第7号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和3年度伊里前南側整備工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第7号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書24ページをお開きください。

契約の目的、令和3年度伊里前南側整備工事でございます。

契約の方法、制限付一般競争入札でございます。

契約金額、2億900万円。

契約の相手方、株式会社阿部伊組でございます。

議案関係参考資料20ページをお開きください。工事の概要を記載をさせていただいてございます。

工事の場所でございます。歌津字伊里前地内でございます。

工事の概要、敷地面積、整備面積ですね、約1.9ヘクタールでございます。

それでは、整備の内容といたしましては、宅地・駐車場・広場等、あとそれに付随します道路工・関連施設工一式ということでございます。

入札の方法につきましては、先ほどお話し申し上げましたとおり、制限付の一般競争入札でございます。

工事の期間につきましては、本契約締結日の翌日から令和4年の3月30日までとしてございます。

1枚おめくりをいただきまして、21ページをお開きください。計画の平面図を添付させていただいてございます。

それぞれ凡例にございますように、凡例、上から黄色が宅地区画、オレンジ色が区画道路、ピンクが駐車場、あと薄い緑が広場、あとちょっと濃い緑が緑地と。あと、防潮堤の堤脚部には水路というようなしつらえで整備を進めるものでございます。

それと、1枚おめくりをいただきまして22ページには、代表的な断面の断面図を添付をさせていただいてございます。

23ページには、工事の請負仮契約書のほうを添付をさせていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） すみません、たびたび。1点確認をお願いしたいのですけれども、参考資料21ページ、この緑地部分について今後どういった形で活用していくのか、地域の方たちその他、検討なされているのか、その点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） これは地区のほうと御相談をさせていただきながら、最終的には出来上がった練った計画ということでございまして、緑色の緑地の部分につきましては、基本、芝生ということでいろんな多目的に使えるような広場というふうに整備をする予定としてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今課長より、地域の方たちと相談して、状況的には芝生ということで多目的に使えるという、そういう答弁がありました。そこで、伺いたいのは、昨今、前の議会で私、パークゴルフについていみじくも質問させていただいたのですけれども、そこでのやり取りによると、町長答弁によりますと、広い面積が必要だ、そういう答弁で、残念ながらそういったことだったのですけれども、そこで質問の後に、何人かというか、結構な人数の方から反響がありまして、実際来て御教示いただいたような方もおりまして、その中で町内でパークゴルフ場は欲しいのだけれども、せめて最初、練習する練習場とまではいかなくても、練習ができるスペースというか、そういったところを見つけてほしいという、そういう話もありましたので、今回のこの緑地なのですけれども、いろんな安全性、その他あるのですが、パークゴルフの簡易的と言ったらおかしいですけれども、練習等には、地域の方たちの考えもあるでしょうから、そういったことが利用可能なのかどうか、その点確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今後のその管理の形態にもよりますが、現状課題としますと、この広さで十分ということであれば、練習等にお使いいただくことは可能なのかなというふうに考えてございます。もし何かの補足がございましたら、所長のほうからお願いをしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総合支所長。

○歌津総合支所長（三浦勝美君） この場所の整備につきまして、歌津総合支所のほうで先導しまして、関係する地域の皆様、団体から、これまで、昨年度は4回いろいろお話しをさせていただきました、御要望であったり、いろいろお話しをさせていただきました。

その中で、日中も含めて一番可能性のあるのはグラウンドゴルフで利用したいということはありました。それから、あと今後の展開として、夏祭り会場、ロックフェスティバルとか、そういう可能性も希望もあると。そして、あと地域の皆様の希望の中では、やはり子供たち

の遊び場、それからあとは神社の祭典行事であったり、今アウトドアのブームにもなっていますので、地域の皆様の散歩・ジョギング・キャッチボールとか、サッカーボールを蹴ったり、そういう子供たちの遊び場が欲しいんだという要望もありました。あと、ここハマーレの中の観光でいらっしゃる方々の休憩場所であったり、散策場所であったりと。あと、保育所の遠足も可能ではないかというような話がありました。

現状では、この計画は大体平面での計画になりますので、パークゴルフが起伏が必要であれば、ちょっとその辺は難しいのかなと思いますが、御利用の希望の中で、この面積でそういう練習する希望があれば、それはそれでいいのかなと理解します。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、支所長の説明で分かったのですけれども、あそこでなぜパークゴルフに、私、そこにこだわっているかといいますと、やはりグラウンドゴルフも練習というか競技、いいのでしょうか、パークゴルフですと、ゴルフ場じゃなくとも、せめて練習だけでもすることによって、商店街とのこの何か有効利用というか、そういう方の集客にもつながるんじゃないかなという、そういう可能性もある程度見出せるのかなという、そういう思いがありましたので、先ほど支所長が言ったようないろんな使い方は当然大切なのでしょうかけれども、空いているときと言ったらおかしいですけれども、そういったときはグラウンドゴルフ、あとパークゴルフの方たちも、あまり邪魔しないようなというか、練習の場ということだと、海も見えるし、見えるかどうか、私、現状行こうとしたら、まだ平らにしていないということで、行っても分からないよということで確認はできなかったのですけれども、そういったことも考えられると思うので、今後、使い方を詰めていくとは思うのですが、そういったことを十分考慮をしていただけるかどうかの確認だけお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総合支所長。

○歌津総合支所長（三浦勝美君） 一番は、町民の皆様、地区の皆様の憩いの場になってほしいなという願いがありますので、その辺は、利用の仕方はぜひ皆さんで協議していただきながら、かえって皆さんで利用してもらったらにぎわいが出ていいのかなと思いますし、その辺は頃合いを見ながら使っていただければという希望はあります。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 3件、簡単に聞きたいと思います。

黄色い部分が宅地というような形で、さっき課長のほうから説明を受けましたが、宅地と聞くと住宅地、そしてその土地の区分を販売するのかなと、私は単純ですのでそんなふうに受

け止めました。

あとは、地域民の意見を聞いて、総合支所長も今話していましたが、地域民の要望を聞いてこの場所を有効に活用するのだと、地域民のにぎわいをここでつくっていくのだと。よく歌津地区ではロックフェスティバルみたいなものをやっていましたので、あのイメージというのはすごく私にも印象に残っておりますので、そういった会場に適すようなこの土地の整備をしたらどうかなと思います。

それで、あと戸倉地区においては、宇宙桜というような記念の何かそこの整備に当たっての記念のものを植えたという経緯がありますが、この歌津地区に関してはどのような、ここを整備したことの記念のものって何か設置する予定はあるのですか。

その辺3点、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、まず1点目だけお答えさせていただきます。

宅地ということでございますが、住宅が建てられるということではございません。ここは災害危険区域でございますので、倉庫であったり店舗であったりということで、そういった用途では御使用いただけますが、住宅としては建てるることはできないということでございます。あくまでその土地の地目としての宅地ということですので、御理解をいただければと思います。

あと、2点目、3点目につきましては、支所長のほうからお願ひをしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総合支所長。

○歌津総合支所長（三浦勝美君） 緑地帯のあの芝生の部分の丸で囲われている部分が、これが桜の植樹の予定になっております。それで、現在、支援団体の方がいらっしゃいまして、予定しているのですけれども、その方、その団体のほうから桜の植樹、ちょっと丸の数は多いのですけれども、現状でちょっと15、桜15本を、大体3メートルぐらいの桜をぜひここで記念として植樹をしたいという希望が出ておりますので、この計画の中で現在進んでおります。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） ここの整備に当たっての何か特別なモニュメントじゃないのですけれども、何かそういう設置というのは今は考えていないということですかね。

あと、今総合支所長が話していた桜の木、この間、松原公園に10本の桜、志津川中学校の生徒さんたちがテレビで植樹している風景が流れていましたが、大体あのぐらいの桜の木の植樹というような形の考えでいいのでしょうか。結構高いもの、背が高いものなので、あの辺、

数年たつとすぐ桜の花が咲くのかなと。そこでロックのそういったイベントもすごい盛り上がるなというような、頭の中で構想ができます。その辺、地域民の要望を踏まえて有効的な活用をしてほしいと思います。

あと、1番目の宅地ということで、倉庫とか店舗ということなのですが、誰でもこの土地を買えるというような形の考え方でよろしいのでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず、モニュメント的なものはないのかという点につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

戸倉の祈りの場、御覧になったことがあるかと思いますが、戸倉の祈りの場と同様なモニュメント、あとその説明書きというのですかね、ちょっと一緒にプレートを貼って説明ということで、その同様な、ほぼほぼ同様なしつらえ、あとは後々、鎮魂碑を建てるというよう、これはこの工事ではなく、別予算で建てるというような地区の予定等もあるようでございます。

あと、そのほかにつきましては、支所長、あとは企画課長のほうから御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総合支所長。

○歌津総合支所長（三浦勝美君） 桜については、3メートルを予定されているようでございます。すぐにできるだけ早くお花見が可能になればなど、それが可能になれば、あの地域の皆様もお花見の企画とか可能なのかなと思います。

以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 建設課長、1個抜けていたと思うのですが、この宅地の販売になると思うのですけれども、販売するんですよね。そして、販売するとなった場合のこの土地、どなたでも買えるのか。あと、どれぐらいを想定しているのか。その辺、もう1回再度お答えをお願いします。

あと、祈りの丘、戸倉地区の、ちょっとちっちゃいかなというような気がするのですが、もうちょっと歌津は大きくしてもいいんじゃないかなと、私だけなのでしょうけれども、そんなふうに感じています。その辺もしっかり整備していただきたい。

宅地の分についてお答えをお願いします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、宅地の部分について私から答弁をさせていただきます。

現在、開発行為の許可の手続中でございまして、この許可が終わり次第、公募にさせていただきたいというふうに考えてございます。実際の手續が多分8月ぐらいかなという今の見込みですので、そこで価格も含めてお知らせをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） この21ページの図面で、今話に出ていた、その宅地なのですけれども、これは国道からこの4区画に入るようになっているのだろうと思ひますけれども、裏側に道路があるわけですよ。1号線。それで、この道路がこの一番西側の黄色い部分へ到達していないんですね。なぜこのようにしたのか。全て黄色の宅地には裏側から行く道路を、これを付随すべきでないのかなと思っていたのです。その辺あたりの考え方、なぜこのようにしたのかですね。

それから、完成というか、工期が来年の3月30日なのですけれども、これから見通しで、それより早くできないんですかね。これまでいろいろ歌津の方々は待ったわけですので、できれば2月いっぱいぐらいで完了して、それで3月の11日にはその場で手を合わせができるようにその配慮をできないものかどうか、そのあたり。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 最初の道路の関係でございますが、実はここは底地にちょっと民地がございまして、そちらはこの道路が切れています、ちょっと番号が見づらいのですが、5番、6番という宅地については、底地を持っている方、ちょっと土地の形状はこれとはまた違うのですが、その土地交換等々をやって、そこを倉庫に使いたいというような御意向がございまして、こういった形状に今道路がなっていると。当然ながら、45号線のほうからも入れるように国道さんのはうには処置をしていただいているということで、こういう道路形状になっているということでございます。

それと、あと極力、私どもも早く整備をしたいというところはあるのではございますが、実を申しますと、ここ防潮堤のほうが今年度の9月までかかる予定となってございます。それと、あとその反対側の45号線、本線は今開通してございますが、その歩道等々、のり面とか、それにつきましても今年度の一応7月に業者を決めたいと。それ以降にあの施工が始まつて今年度中に整備をしたいということもございまして、それらとその調整等々ございまして、あとその今、この場所の中ですかね、電柱等の移設等もあるということもありまして、早くやりたいのはやまやまではございますが、それらとのちょっと調整次第で工程的にも変

わってくるということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　そのところの宅地は、これは個人のものを整地したというようなことになるのですか。個人のものだから道路が行かなくてもよかつたんだというような解釈ですね。違うの。これは個人の土地なのでしょう、これ。まあ、後で今ね。

それから、その工期なのですけれども、かなり調整に厳しいことは分からぬわけでもないのですけれども、早くやりたいのはやまやまだそうですが、早くやってもらうような、海、海ですから、山より海のほうが広いですから、そういう意味で、できるだけ早く進めていただきたいなと。

それと、3つ目というか、最後にその仮契約書の中で、この解体工事費用がまだ載っていな
いんですね。費用等の額が。別紙のとおりとなって。これは幾らぐらいかかったのでしょうか。
うか。それだけ。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）　まず、1点目ですが、宅地をお持ちの方につきましては、当然ながら御協議をさせていただいて、作業のほうを一部先行させていただいている間で、このオレンジの小学校から下ってきます海に向かう道路から西側につきましては、おおむねもう盛り上がってございます。あと1メートル程度整地等は必要とはなっておりますが、宅地、確かに底地は個人地の部分もございますが、そちらは今度は正常化いたしまして、あとそのまま、もともとその方がお持ちであった土地以上の面積になろうかと思ひますので、その面積分については御本人さんの御要望によって買取りをするので、ここを二区画欲しいというような御要望の下で進めさせていただいているということでございます。

あと、2点目の早くということでございますが、これは当然、当課といたしましても早い整備を望むものでございますので、各関係機関と調整を取りながら、極力早く整備を進めたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君）　企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君）　公募の分について補足なのですが、今建設課長が説明させていただいたとおりなのですけれども、そうしますと公募に付すのは、この宅地の中の1、2、3、4、この4区画ということを想定してございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）　大変失礼いたしました。1点ちょっと御質問漏れてございました。

解体工事費ということでございますが、この工事については解体するべきものは基本的にはないと。多少そのアスファルトとか、そういうしたものについては多少あるかとは、入っているかとは思うのですが、あとこの契約書につきましては別紙のとおりということで金額等入るものではございませんので、別紙費用ということですね、これは契約書の一番後ろについているものということでございますので、もし内容を確認したいということであれば、ちょっとまた後ほど確認の上、お知らせをしたいと思います。

○議長（三浦清人君）　高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）　以前にも言った経緯があつて、これは載せるべきじゃないかというようなことを言った経緯があるのです。それで、別に載せないなら載せないで、別紙のとおりなんて書かなくたっていいようなものなのだけれどもさ。何かちょっとこの金額が隠れているのかなというような錯覚を起こしますよ、これ。

以上です。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）　契約書の様式につきましては、県工事の様式を準用していつも使用しているということもございまして、県の仕様にも合わせてこういったような表記となつているものということで御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君）　よろしいですか。（「はい」の声あり） 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　それでは、何点かお伺いいたします。

まずもってこの、前者も言いましたけれども、工期が3月となっております。それで、なるべく早くというような答弁なのですけれども、防潮堤が9月までというと、かなり3月は難しいのかなと思われるのです。それで、ここにこのグリーンのほうにまだまだ土を入れていかなきやならないのですけれども、どこからこの土を運ぶのか。

それと、この祈りの場、戸倉の祈りの場と同じぐらいということなのですけれども、この広場にというところがそうなのかと思われますけれども、だとすれば、ここに以前、副町長も御存じだと思うのですけれども、歌津公民館の隣に戦没者の忠魂碑があったはずです。それが今どこにあるのか。これも併せてここに設置すればいいのかなという思いがいたします。

それと、この桜を、15本の桜を植えるというわけなのですけれども、その植える桜を、記念になるわけですので、小中学生も参加させて、全員とは言いませんけれども、高学年、例えば5・6年生とか、あと中学生の人たちを交えて一緒に植樹をさせてはいかがかなという思いがいたします。

それと、この防潮堤が9月までできるわけですけれども、防潮堤とこの地面の、どのぐらいの差があるのか。まず同じ高さではないと思われますけれども、大体でいいです、幾らぐらいいの高低差があるのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず、盛土に使用する土でございますが、漁港で使用しようとして浜、浜に置いてある土砂等々を使いまして、一応埋める予定としてございます。

2点目の祈りのモニュメント等をどこに置くのかということで、すみません、説明が足らず申し訳ございませんでした。場所的にはちょっと分かりづらいのですが、このB・B断面という引き出しがこう上下に走ってございます。それで、下側のほうに、その水色の水路がございます。この、おおむねでございますが、このBのこの線の水色の付近、ここにモニュメント、あとはその説明碑というのでしょうか、それを設置する予定となってございますし、あと併せまして、その忠魂碑、新たにちょっと造るというようなお話を聞いておりますが、その並びに忠魂碑も一応建立予定ということでございます。

あと、防潮堤とここの出来上がった広場等の段差でございますが、場所によって若干ちょっと違うのですが、おおむね1メートルというふうにお考えをいただければと思います。

桜の件に関しましては、支所長、お願いをしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総合支所長。

○歌津総合支所長（三浦勝美君） 桜の植樹なのですけれども、この桜の植樹の御支援をいただいた方々、団体なのですけれども、これまでも歌津地区のほうに震災のいろんな御支援をいただきてきて、その記念という形でこちらの皆様の御意向で植樹という形の意味合いが強いものではございます。そういう意味で、小中学生の参加をどうするかというのは、どうなのか今後考えていくべきだと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 地元なので、これがずっと何十年もここで咲き続けるわけですので、そのプロジェクトの方たちに御相談して、できれば地元の子供たち、そういう人たちにも、全員でなくてもいいですので、代表ということで参加して、ここで植樹したということを記念に子供たちの心にこうね、持たせるような、そういうふうなことを協議して実現できるように、教育長さんにもお願ひするわけですけれども、その辺よろしくお願ひします。

それから、その祈りの場というのが、このピンクの一番南側、防潮堤に続いたこの細い、この水色の部分かと、ただいま課長の説明だと、そういう認識をするわけですけれども、ここ

に新たに、あった忠魂碑ではなくて、戦没者の忠魂碑、新たに造って設置という認識でよろしいでしょうか。何か前にあったものはどうなったのか、その辺も併せてお伺いいたします。

それから、この広場の 2 というところがあるのですけれども、そこは上の子供たちの遊具があるところと一体化に、つながっていくのか、その辺お伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） モニュメント等の設置場所につきましては、そのピンクではなく、すみません、この上下にこの B・B という、B と B と合わせるところで下に線がございますよね。それとこの水色の交わっているあたりに設置をする予定としてございます。

それと、広場 2 でございますが、ちょっとこれ、色分けになっていなくて分かりづらくて大変恐縮でございますが、この駐車場、広場 1・2、あと緑地のちょうど真ん中辺に、一応その三嶋神社のほうに行ける通路ができます。それで、こちらのほうの広場 1 のほうは今、詳細についてはまだ決まってございませんが、ちょっと遊具等も設置をしていくというような予定があるということでございまして、この広場 2 のほうは、例えばなのですが、地区のほうの御意見といったしまして、例えばお正月のどんど祭とか、なかなかその場所がないということで、ここはその土系の舗装にして、そういったものにも使えるようにしてほしいということでございますので、この広場の 1・2 につきましては、真ん中の通路を挟んで土系舗装、あとは遊具等を置くスペースというふうな形で分割をされます。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 忠魂碑の関係なのですが、御存じだと思うのですが、以前、旧歌津町の公民館にあった忠魂碑は、もう真っ二つに割れてしまいました。ですから、あれを復元することはできませんので、片づける際に全てデータで保存しております。ですから、戦没者の方々のお名前も全てデータで保存しておりますので、新たなものをその場所に建てるというようなことで今回、この場所に建てる予定しております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 忠魂碑については分かりました。それで、今度はその 3・11 の震災の石碑ですか、それはしない方針なのですか。それもするという解釈でよろしいでしょうか。両方ということで。はい。

それで、その真ん中のその通路、三嶋神社のあの真ん中まで埋まるということなのですけれども、そこに真っすぐに通じる通路が今の話がありました。それで、ここに駐車場、大体何台ぐらい止まれるのか。それで、車止めはないほうが利用しやすいと思うのです、その祭り

事なんかをする場合ですね。そうした工夫もなされるのかどうなのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 駐車場につきましては、真ん中の道路で分断されますが、行き来をできるようにはいたします。それで、トータルではございますが、普通車、北側と言ったらいいのでしょうかね、この通路の北側につきましては39台、南側については33台、あとは障害者用の駐車場が2台分と。それと、あと大型車両用が3台ということで、合計で77台の駐車スペースを設ける予定としてございます。

それと、やはり車止め等をつけないほうがいいんじゃないかという御意見でございますが、その辺につきましても、地区のほうと御相談をさせていただいて、必要な部分にはやはり安全対策のために進入防止等々つけると。あとは、神社の祭典等で使う際を考えて、取り外せるもの、取り外せないものということで、場所によってそれぞれ設置をさせていただく予定としてございます。

○議長（三浦清人君） これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本日は議事の関係上、これにて延会することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、7日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時47分 延会